

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.181

2014年8月1日発行

■ 平和への権利

□ 平和への権利・国連作業部会(第2会期)に行ってきます

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長

笹本 潤 1

□ 平和への権利 院内集会の報告

弁護士 田中 俊 2

■ 第18回 IADL 大会特集

□ IADL大会報告

弁護士 梅田 章二 5

□ 分科会1 報告「平和と国際法の危機」

弁護士 笹本 潤 8

□ 分科会3 報告「新自由主義の嵐の中の労働と労働組合」

弁護士 尾林 芳匡 12

□ 日本の労働と労働組合

弁護士 尾林 芳匡 15

□ 分科会3 レポート「日本における労働規制緩和の動きとその問題点」

弁護士 岡田 俊宏 17

□ 分科会4「戦争犯罪と国際法」と分科会10「ジェンダーの問題」の報告 龍谷大学教授 Soo im LEE 20

□ 分科会7 報告「不処罰と国際司法」

青山学院大学教授 新倉 修 25

□ シアンスボー大学ルアーブル校における憲法9条と平和への権利の講義開催

弁護士 長谷川 弥生 27

□ ベルギー & ポーランドの旅

日本国際法律家協会理事 大矢 勝、大矢 和子 29

□ IADL大会資料集

□ ブリュッセル大会宣言

31

□ 平和、とりわけ日本の平和憲法の破壊に反対するため必要とされる

国際連帯行動に関する決議

43

□ 福島原発惨事に関する決議

44

□ 沖縄および済州島(Jeju)に関する決議

45

■ 第2回“原発と人権”全国研究交流集会 in 福島

□ 全体会の報告

弁護士 大熊 政一 46

□ 第5分科会『人類と核は共存できない

～脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク』に参加して

弁護士 漆原 由香 48

□ 第5分科会報告集のご案内

弁護士 大熊 政一 52

□ フィリピン

□ フィリピンの新軍事協定

青山学院大学教授 新倉 修 53

□ フィリピン移民問題に関する世論調

査について 漆原 由香 54

□ 集団的自衛権

□ 法律家6団体共催「集団的自衛権反対!

法律家と市民の集い」 弁護士 宮坂 浩 55

□ 東海支部総会の報告 東海支部長 石川 智太郎 56

JALISA活動日誌

58

編集後記

58



INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.181 Aug 1, 2014

■The Right to Peace

- ☐ Participating in the Second Session of the UN Open-ended Working Group on the Draft Declaration on the Right to Peace
Jun Sasamoto (Secretary-General, Japan Committee on Right to Peace) 1
- ☐ Right to Peace, Report on a Meeting in the Diet Building
Shun Tanaka (Lawyer) 2

■Feature: 18th IADL Congress

- ☐ Report on the IADL Congress
Shoji Umeda (Lawyer) 5
- ☐ Report on Commission 1, "Peace and the Crisis in International Law"
Jun Sasamoto (Lawyer) 8
- ☐ Report on Commission 3, "Labour and Trade Union Rights in the Neo-Liberal Storm"
Yoshimasa Obayashi (Lawyer) 12
- ☐ Commission 3 Report: "Labor Deregulation Initiatives in Japan, and Their Problems"
Toshihiro Okada (Lawyer) 15
- ☐ Reports on Commission 4, "Rights of Migrants and the Struggle against Racism," and Commission 10, "The Struggle for Gender Equality and Against Discrimination"
Soo im LEE (Professor, Ryukoku University) 17
- ☐ Report on Commission 7, "Impunity and International Criminal Justice"
Osamu Niikura (Professor, Aoyama Gakuin University) 20
- ☐ Lecture on Article 9 and the Right to Peace in Sciences-Po, Le Havre Campus
Yayoi Hasegawa (Lawyer) 25
- ☐ Traveling in Belgium and Poland
Masaru Oya (Board Member of JALISA), Kazuko Oya 29
- ☐ IADL Congress Documents 31
- ☐ BRUSSELS DECLARATION 43
- ☐ Resolution on Peace, especially International Solidarity Actions to be Needed against Distortion of Peace Constitution of Japan 44
- ☐ Resolution on Nuclear Disaster in Fukushima, Japan 44
- ☐ Resolution on Okinawa and Jeju 45

■"Second Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on Nuclear Power and Human Rights"

- ☐ Plenary Session Report
Seiichi Okuma (Lawyer) 46
- ☐ Thoughts on Participation in Session 5, "Human Beings Cannot Coexist with Nuclear Energy or Weapons"
Yuka Urushibara (Lawyer) 48
- ☐ Information on Session 5 Reports
Seiichi Okuma (Lawyer) 52

■The Philippines

- ☐ New Defense Cooperation Agreement with the US
Osamu Niikura (Professor, Aoyama Gakuin University) 53
- ☐ Public Opinion Poll on the Filipino Migrant Issue
Yuka Urushibara (Lawyer) 54

■Right of Collective Self-Defense

- ☐ "Gathering of Lawyers and Citizens Opposing the Right of Collective Self-Defense," Co-Hosted by Six Lawyers' Organizations
Hiroshi Miyasaka (Lawyer) 55
- ☐ Report on Tokai Chapter General Assembly
Tomotaro ISHIKAWA (Director, Tokai Chapter) 56

JALISA Diary 58

Editorial Notes 58

平和への権利

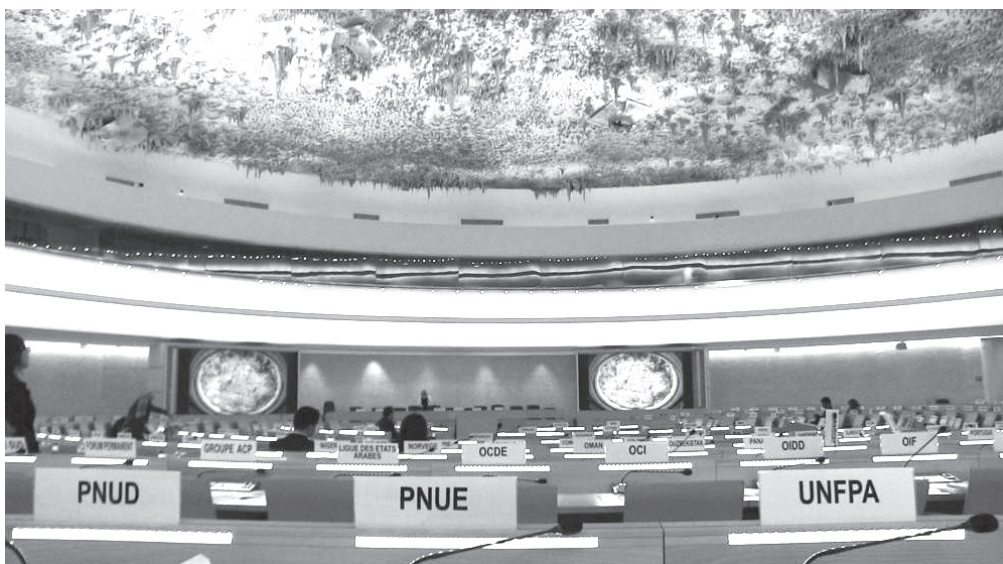
平和への権利・国連作業部会（第2会期）に行ってきます

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長 笹本潤

日時：2014年6月30日～7月4日（5日間）

場所：国連欧州本部（ジュネーヴ）

→詳しくは次号で報告します。



国連人権理事会の会議場



クリスチアン議長

平和への権利・作業部会議長のクリスチアン・ギジェルメ（コスタリカ・写真）は、作業部会第2会期を始めるにあたり、新たな提案を出す予定です。

その前に、議長の見解というレターをNGOなどに配布しています（2014年4月）。これは、今までの国連決議や国際文書の中に表れている平和への権利に関わる記述や引用がされています。

詳しくは平和への権利のウェブサイトに掲載予定です。

平和への権利 院内集会の報告

弁護士 田中俊

本年5月27日、国会参議員会館において、現在、国連人権理事会で審議されている平和への権利の人権宣言化を支持し、国連での採択を求めるための集会が開催されました。集会には、約60名の市民、弁護士らが参加、国会議員は、衆議院から、近藤昭一議員（民主）、参議院からは、辰巳孝太郎議員（共産）、福島瑞穂議員（社民）が出席しました。他に共産2名（井上哲士、辰巳孝太郎）、社民1名（吉川はじめ）、結い1名（川田龍平）、無所属1名（糸数慶子）の議員秘書が参加しました。

集会冒頭、平和への権利について分かりやすく説明するビデオが上映されました。

その後、名古屋学院大学（憲法）の飯島滋明准教授から、平和概念が歴史的にどのように変わってきたのかの説明のあと、「平和への権利は、その内容として、単に戦争がないというだけでなく平和を実現する諸条件を規定している点で、貧困や飢餓のない社会を目指す日本国憲法が定める平和的生存権をさらに具体化するものである。解釈改憲によって集団的自衛権の行使を狙う安倍政権の動きは、戦争のない世界を求める国際社会の流れに逆行している。」と指摘しました。



続いて、集会の主催団体

である、平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会の事務局長の笹本潤弁護士が、「現在の国連ではアメリカ、EU、日本等が人権理事会において、平和への権利の人権宣言化について、反対しているが、南米、アフリカ諸国等3分の2の国々が賛成している。反対国からの巻き返しも強く、平和への権利の人権宣言が採択されるか否か予断を許さない状況である。平和的生存権を有する憲法を持つ日本こそが、経験と理論を伝えていく必要がある。日本弁護士連合会も採択すべしとの意見書を国連に提出している。」こと等が報告されました。そして、笹本潤弁護士は平和への権利の人権宣言化について、日本では、まだまだ話題になっていない、今後、署名運動を中心に運動を展開していく必要性を訴えました。



その後、日本弁護士連合会の田中浩三副会長の挨拶の後、出席した国会議員からの発言がありました。



最初に、辰巳孝太郎議員（共産）が、「武力で紛争は解決できないという思いから政治の道に入ったこと、現在、政府は、解釈改憲によって集団的自衛権を認めようとしているが国民の多数意見は反対している、みんなで力を合わせて解釈改憲を阻止しよう。」と呼びかけました。

近藤昭一議員（民主）は、「日本国憲法の平和の精神、平和に生きる権利を守っていくため、立憲フォーラムを院内で作って、代表をしている。本集会にこんなにたくさんの方々が集まってくださり、われわれも勇気づけられる。皆さんと一緒に平和を作っていく責任を感じている。安倍政権、国会では、厳しい状況下にあるが、一緒に平和の大切さを訴えていきましょう。」との発言がありました。



最後に、この集会の会場確保などに尽力していただいた福島



瑞穂議員（社民）が、「クラスター爆弾の廃棄を内容とする条約を批准するかという議論が起こったとき、最初、日本政府は反対だったが、NGO など国民の世論が高まり、結局、賛成に転じ、条約を批准し、自衛隊が保有するクラスター爆弾の廃棄が変わった。平和への権利の人権宣言化についても、世論を高めれば、日本政府の態度を変えさせることができる。ノーベル平和賞を9条がもらえば勢いづくし、私たちが平和に生きることが人権なんだという意識を日本国内でももっと広げる必要がある。国連でも平和への権利が採択されるように頑張っていきたい。平和への権利の人権宣言化の運動は解釈改憲、明文改憲を阻止する事につながる。」と発言がありました。福島議員は、発言終了後、再度発言を求め、「東京に集中する各国の大使館を回って、採択に賛成するよう申し入れをしてはどうか。」と問題提起されました。福島議員の発言を受けて、司会者が、この問題を国会でも是非取り上げて欲しいと注文を付けました。

最後に、参加者から、平和への権利の人権宣言化に賛同する積極的な発言が相次ぎました。平和への権利の人権宣言化についてもっと国民に広げることが改憲を阻止する上で重要であるとの意思統一ははかれたと思います。

最後に、参加者から、平和への権利の人権宣言化に賛同する積極的な発言が相次ぎました。平和への権利の人権宣言化についてもっと国民に広げることが改憲を阻止する上で重要であるとの意思統一ははかれたと思います。

全体に、良い集会だったと思います。日本政府は、国民の意思を無視して、集団的自衛権を導入しようとしています。しかし、平和は、安倍さん個人、政府によってもたらされるもので

はありません。平和への権利が人権ということになれば、戦争反対という国民の意思によって、政府をコントロールして平和は実現されることになります。ここに平和への権利の人権宣言化の神髄があります。また、人権宣言は条約ではないですが、世界人権宣言が国際人権規約によって具体化されたように、平和への権利が人権宣言化され、この人権宣言を受けて、条約ができれば、条約批准国全てが、日本の平和的生存権のように平和への権利を人権として政府に訴えることが可能となりうるのです。夢はどんどん広がっていく、しかし、単に夢に終わらせるのではなく、実現に向けて頑張らなくては、と気持ちが引き締まりました。



第18回 IADL 大会特集

IADL大会報告

弁護士 梅田章二

第18回の国際民主法律家協会の大会には、日本から20名が参加した。大会は今年4月15日から19日までベルギー・ブリュッセルで開催され、約300人が参加した。会場は、ブリュッセル自由大学のブリージェキャンパス。

開会式と総会

初日の15日は、午前中のオープニングセッションでは、受け入れ国を代表してヤン・ベレンさん（進歩的法律家ネットワーク）が歓迎の挨拶、ジーン・マイラー会長の開会の挨拶に引き続き、大学の法学部学長、世界平和協議会事務局長、労働組合の代表などの歓迎スピーチが行われた。午後の総会では、さまざまな基調報告がなされた。世界社会フォーラムの創設者の一人でもあるサミル・アミン氏が経済危機と人民の権利というテーマで基調報告を行った。基調報告を行う予定であったパレスチナのラジ・スラーニ氏は出国できなかったため総会に参加することができなかったということである。やはり、パレスチナやエジプトの政治情勢は厳しい。

トルコのエルドアン政権のもとで、インターネット規制や街頭でのデモに対する強圧的な対応で多数の逮捕者や負傷者が出ているが、弁護士もテロリストのメンバーであるとか依頼者に黙秘権の行使を勧めたなどの理由で16名が身柄を拘束された（起訴されたのは22名）。そのうちの一人で、トルコ法律家協会のメンバーがスカイプで総会に登場した。彼は1年間の予備審問による身柄拘束ののちに保釈されたばかりということだった。総会の会場には同じくトルコ法律家協会のメンバーも参加していたが、1年ぶりの再会だということで、会場は感動でどよめいた。

総会の最後のとりまとめは、アメリカの法律家のアルフレッド・デ・サヤス氏が行った。彼は、人権や国際法の分野での専門家で、民主的かつ均等な秩序の推進に関する国連独立専門家であるとともに、作家、歴史家でもあるとのこと。民主的で均等な国際秩序の推進というテーマで報告した。



ジーン・マイラー会長

分科会

二日目と三日目の16日と17日には、10の分科会が行われた。現在、国際的に法律家が直面している問題をすべて網羅している。

第1は、「平和と国際法の危機」（共同議長は、新倉修、セルマ・ベンケリア）、平和への権利の問題が提起され議論された。また、ラテンアメリカ・カリブ諸国に33カ国によって、今年1月、ハバナで、武力行使を禁止するという内容を盛り込んだ共同体宣言がなされたことが高く評価されている。日本からは、飯島滋明さん、長谷川弥生さん、笹本潤さんが発言した。

第2は、「民主的人民の正義、司法の独立と法律家の守護」、前述したトルコにおける弁護士に対する攻撃のように、トルコだけではなく、テロリズムという曖昧な定義のもとで、人権を擁護する立場の弁護士に不当な攻撃が加えられている。

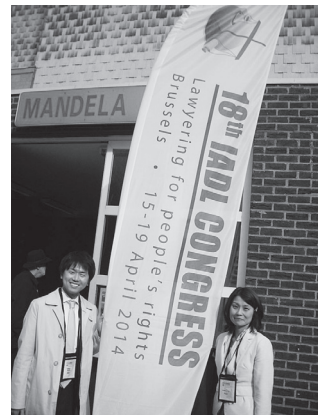
第3は、「新自由主義のもとでの労働者と労働組合の権利」、ここでは、新自由主義経済のもとで、とりわけ労働組合の権利が脅かされている問題と不安定雇用の問題という2つのテーマが主である。日本からは、尾林芳匡さん、岡田俊宏さんが発言した。

第4は、「移民労働者の権利と人種差別との闘い」、日本からは、イ・スーイムさんがヘイトスピーチ問題で発言、最近問題となっている在特会の朝鮮学校への攻撃や街頭でのヘイトスピーチの映像は出席者に衝撃を与えた。

第5は、「抵抗し、抗議し、組織する権利」、第6は、「危機、債務、新たな民主的国際経済秩序」、ここでは林治さんが、日本における格差・貧困の広がり、雇用不安、社会保障制度の改悪などについてレポートを提出した。

第7、「免責と国際的正義」、第8は、「人民の権利を擁護し推進するための法律家の活動」、第9は、「クリーンで健康的な環境を享受する権利」、ここでは飯島滋明さんが報告。第10は、「男女平等と差別に対する闘い」、ここでは、イ・スーイムさんが慰安婦問題について発言した。

上記のように全ての分科会とまではいかなかったが日本からの参加者は大会成功のために積極的に寄与できたのではないかと。通訳は、今回も中嶋さんをお願いしブリュッセルまで同行いただいた。また、パリ在住の水田昌子さんにもご協力いただいた。



今後の課題

前回はハノイで、前々回がバリで開催されたが、今回の日本からの参加状況は、いずれもそれよりも下回る。大会は4～5年毎に開催されるので、次の開催までの国法協の活動の広がりやどう作っていくかの議論が求められる。インドからの参加者が多くいたようだが、アジアからの参加は、フィリピン、ベトナム、バングラデシュ、ネパール、韓国からの参加はあったが、全体としては少ない。来年7月ないし8月に予定されているCOLAPVIの開催地はネパールということのようだが、COLAPVIに向けての取り組みを始める時期に来ている。

以上

分科会1報告「平和と国際法の危機」

弁護士 笹本 潤

司会：新倉修（日本）、Selma Benkhelifa（ベルギー）

基調報告：ロベルト（コスタリカ）

国連で取り組まれている「平和への権利」については、ミコル・サビア（IADL ジュネーヴ代表、イタリア）、アルフレッド・デ・サヤス（国連特別報告者）、笹本潤（JALISA）が報告した。



ベユ副会長（フランス）からは、「国際法の危機」と題して、私たちが国際法を使うことをいとも簡単に放棄している、さらなる国際法の活用を、と訴えた。

of the World!
RIGHT TO PEACE

ヨーロッパからは、NATO の動きに対する活動をしているベルギーの弁護士、中東の平和についてレバノンの弁護士らの報告があった。アジアからは、日本からは長谷川弥生が秘密保護法制定についての日本国内の状況を、飯島滋明が沖縄の米軍基地問題の現状について報告し、平和に関する日本の状況を世界に伝えることができた。

会議の内容は、本誌の大会宣言の分科会のまとめにも要点は出ているので、ここでは、あまり知られていない、アジアのフィリピンと韓国の現状を伝える。

1、フィリピン国内の紛争と和解の現状

報告者：カルロス・イサガニ・T・サラテ（フィリピン、NUPL ミンダナオ支部）

2010 年 6 月に誕生したアキノ政権は、政府軍とモロ・国民解放戦線（MNLF）、モロ・イスラム解放戦線（MILF）、国民民主戦線（NDFP）との武力紛争の解決に向けて取り組んできた。2014 年 3 月 27 日には、MILF との停戦合意が成立し、政府は、MILF にミンダナオに自治権を認めた。しかし、1996 年の MNLF との停戦合意を政府は無視した経緯もあるので、注意が必要である。

一方で、フィリピン共産党・新人民軍・国民民主戦線と政府の停戦交渉は進んでいない。2004 年には共同監視委員会が設立されたが、アロヨ大統領時代には、両者は決裂した。現アキノ大統領も MILF との停戦合意に関心を示していない。

フィリピン政府とアメリカ政府は、停戦交渉の障害をつくりだしてきた。抵抗運動のリーダーに

対して懐柔策を行ったり、紛争の根本原因である独占資本主義や経済格差の問題にも取り組んでこなかった。政府のこのような態度こそが平和構築に向けた脅威といえる。

アメリカの「テロとの戦争」は、フィリピン政府との米軍訪問協定や、最近の高度防衛協定に表れているように、米軍のアジアへの方向転換を引き起こし、停戦交渉に否定的な影響を及ぼしてきた。米軍は、過去に、新人民軍に対する軍事作戦に参加してきた。またフィリピン政府は、国民戦線と関わりのある人物の逮捕をして停戦交渉の障害を作ってきた。

フィリピンの経済的社会的な危機に対応する方向性として二つの相反する考えがある。一つは、アキノ政府がとっている新自由主義の路線である。もう一つは、社会経済改革の包括的合意路線である。国民戦線は、紛争の原因を農民の不満と見ているが、政府は、土地改革と国内産業改革を内容とする提案を拒否している。政府は、フィリピン社会の根本的な問題である大土地所有と地主による農民の搾取の問題の解決を避けている。アキノ大統領一家によって所有されているアシエンダ農場の事件がそのいい例である。最高裁は農民に有利な判決を出したのに、アシエンダ農場の土地は分配されていない。

現在のフィリピン政府が、今までの平和協定をたびたび裏切ってきて、武力紛争の根本原因を否定している態度を直さなければならない。同時にアメリカの国内事項に対する干渉（フィリピン軍への指示も含めて）も、この平和交渉の成否に影響する。

*フィリピン政府は、大土地所有制という大きい問題を先送りしながら、一方ではアメリカと新軍事協力協定を結び（本誌別項参照）、反政府勢力に対する軍事的弾圧、個人に対しては超法規的殺人などの弾圧を強化している。

フィリピンの弁護士に対する介入も激しく、フィリピンの NUPL エドレ・U・オラリア事務局長は、国連人権理事会第26会期（2014年6月）において、弁護士の職務活動に対する政府の介入を非難する声明を発表している。

2, 韓国の国家保安法違反の弾圧（発言 韓国民弁・チャン弁護士）

分科会1「平和と国際法の危機」の特別発言として、韓国民弁の弁護士から報告があった。盧武鉉大統領の時代（2003～2008年）には、廃案の運動も盛り上がっていた国家保安法であるが、最近また同法が発動されているとの報告である。

国家保安法は、韓国の軍事独裁政権の時代には、「共産主義者」「スパイ」などの容疑をかけられ、逮捕・弾圧に利用されてきた。1980年代に韓国社会が民主化されたが、2012年にパク・クネ大統領になってから、再び民主主義が後退し始めている。「共産主義者」「スパイ」のレッテルが、反政府勢力の弾圧の道具として再び使われ始めている。

2013年9月、国家情報局（NIS）は、統一進歩党のイ・スキ議員を国家保安法の暴動の共謀容疑で逮捕した。メディアもNISの情報を無批判に報道し、裁判が始まらないのに同議員の有罪の心証を国民に与えた。

一審裁判所は、共謀の確たる証拠はないのに、NISの証言を信用し、12年の懲役を宣告した。

パク政権は、この事件が起こると直ちに法務省内に統一進歩党を調査する専門部を作り、2013年11月には、今度は同党の解散を求めて憲法裁判所に提訴した。

統一進歩党は、民主労働党の後を継ぎ進歩的な政党である。国会議員も6名輩出し、地方議員は110人もいる。パク政権が、この14年間国民の声を代弁してきた進歩的政党を解党させることは政党弾圧にほかならない。国民にも独裁政権の復活をおそれる声が大い。

2013年8月には、NISによる大統領選挙の不正な介入が問題となった。国民はパク大統領にNISの不正に対し責任を取るよう要求した。しかし、その直後突然NISはこの暴動共謀事件を訴追した。これはNISの選挙の不正行為から目をそらすためのものである。NISは、最近では、中国政府の公文書をねつ造した件で調査されている。そのため、NISは、「国家情報局」でなく「国家発明局」とまで呼ばれている。

このように、パク政権とNISは、事件をでっちあげ恐怖をあおり、反対勢力を弾圧しているのである。

昨日（4月14日）、イ議員の控訴審の審理が始まり、早期の身柄拘束を要求しました。釈放の要求にIADL大会参加のみなさん、協力してください。

また、韓国政府の統一進歩党に対する解党要求は、国際社会と韓国の民衆が民主主義を求めて闘ってきた民主主義からの大きい後退を意味します。これは政府が多様な意見や批判を否定することを意味し、憲法の掲げている多元的民主主義の原則にも反します。ですから同党を解党させないように政府に要求することを、IADL大会参加のみなさんにもお願いします。

チャン弁護士は、別件の国家保安法違反の公務員の弾圧事件について、香港にあるNGOのアジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission) に訴えた。同委員会はNGO機

関ではあるが、アジアの人権侵害・弾圧の情報を収集し、多くの声明を発表している。韓国の弾圧事件についてもアジア人権委員会は2014年1月27日に声明を発表した。

今回、韓国からIADL大会に参加したのはチャン弁護士一人だけだったが、チャン弁護士は、IADL大会でも署名用紙をたくさんの国際法律家から集めていた。韓国の実情をIADL大会やアジア人権委員会などの国際組織に訴え、国際的な支持を集めていく大きな国際活動に、私たちも連帯して活動していく必要があるだろう。思想・表現に対する弾圧は、民主主義を破壊し、平和をも破壊するのだから。



分科会3報告「新自由主義の嵐の中の労働と労働組合」

弁護士 尾林 芳匡

第3分科会は、新自由主義の嵐の中における労働と労働組合の権利について、討議した。

1 主な内容

テーマは次のようなものである。

(1) 労働組合の権利

労働者階級の組織化は、常に重大な問題だが、経済危機の時期には特に重大で、労働組合が組織化の主要な道具である。長い時間を経て、労働組合の結社と団体交渉の自由は、ILO 条約、人権規約、および国内の憲法や法律で確立した。労働者の運動により、社会的経済的権利はかちとられてきた。にもかかわらず、使用者は系統的に、自らの権利を行使する労働者や政府とたたかい、権利拡充を攻撃する。このテーマの課題は次の諸点である。a 各国の労働組合の自由の法律や現状の分析。b 労働争議の刑事処罰を含む、使用者と政府による労働者と労働組合に対する攻撃についての記録。c 国内的・国際的な法的救済手段を用いて労働者が組織化する権利を回復する方法の探求。

(2) 不安定雇用の増大

期限の定めがなく、常勤で、相当な賃金で、特定の使用者との間の、第二次世界大戦後の標準的な労働契約は、1970年代以来の経済危機と新自由主義の波による攻撃にさらされてきた。先進諸国では安定雇用が危機にさらされ、発展途上国では不安定雇用が標準になっている。不安定雇用は、派遣労働などとともに、短時間労働者の増加、賃金と労働条件の引き下げ圧力となっている。このテーマの課題は次の諸点である。a 不安定雇用の増加が組織化への障害や労働条件悪化をもたらす役割の分析。b 国際的あるいは地域的組織、WTO、世界銀行、EU、などが不安定雇用を拡大する役割を果たしていることについての認識の一致。c 不安定雇用に対抗して賃金と労働条件をまもる力を増し、またこの点でのILOのような他の国際機関を活用する方法の探求。

2 討論・・・圧巻だった実態調査

討論は長時間かつ多岐にわたり、各国の労働実態の報告、法的規制や救済の試み、国際的支援のあり方などについて、さまざまな角度から議論された。

ベルギーから多国籍企業の国際的社会的ダンピングの実態の報告があった。巨大家具会社

の輸送部門は、最も労賃の安いスロバキアの会社の下請けされ、労働者は、1ヶ月間家に帰れない、95%が休憩や週末も輸送車の中で過ごす、病気になると補償がない。EUは資本とサービス・人の域内自由移動を保障するが、その実態は「BEST PRICE」という名の国際的労賃引下げ競争であり、現代の奴隷制をもたらしている。平等な賃金支払を義務づける規制の強化が必要である。

カタールでは120万人の労働者が労働組合への加入すら禁止され、労働者の94%は職場での権利が保障されていない出稼ぎ労働者である。2022年のFIFAワールドカップを開催するため、スタジアムその他で1,000億ドル以上が支出される。月250ドル程度の低賃金、解雇、35℃～45℃という暑熱な環境で熱中症になる者も出ている。

ベルギーからは外国人労働者の状態として、特別な訓練を受けていると証明することにより就労するが、法的契約書がないため、いったん解雇されると、権利行使がきわめて困難になっているとの報告があった。

労働組合も発言し、非正規労働や解雇、長時間労働が多国籍企業によって世界的に広がり、世界中から情報が寄せられており、法規制や、公共サービスについて生存できる賃金を保障させることが必要だとした。

オランダの非正規労働・派遣労働の実態調査で10の都市で千人以上の証言を得たところ、1日単位や1週単位の契約があり、その日にあなたはおしまい、と労働契約を打ち切られる。経済的に独立して家を買うことなどは不可能である。学歴とも関係があり、博士号を取得すると26%の確立で仕事が見つかる。precarious（不安定）には「不運」の意味があるが、真に問われるべきは、政治的決断の問題だ。

労働組合の役割が重要であり、ストライキ権や法的手段の活用や国際的な共同の探求が必要であり、使用者はそれをおそれている。カンボジアでは労働争議をめぐり死者も出ている。

スウェーデンでは、建設関係の低賃金で社会保障もなく労働環境の悪い現場で、安全と賃金の問題で委員会ができて2年間話し合いを重ね、ストライキに訴えたところ、事業主が直接雇用だけでなく下請関係に立つ労働者についても責任を負うことになった。基金をつくり、未払賃金に関する建築現場の問題に対処する。

コロンビアでは、使用者が関与したCorporativeが労働組合にあたるかが、憲法裁判所でとりあげられ、裁判所は、corporativeに目的として労働者の権利を制限することがあれば、労働組合とは言えないとの判断を示した。大学において副学長や準軍事組織による労組に対する圧力や差別がある。

フィリピンでは、労働組合の活動家・支援者などに対する殺害、深刻な脅迫、継続した嫌

がらせ、脅しなどに、政府が十分な対応をしていない。

国際 NGO からは、多国籍企業の雇用と労働者に対する責任を、国際的な規制の枠組みの中で追及する取り組みとして、スポーツブランド企業と、その仕入先であるインドネシアの靴・ウェアの業界に対する、NGO と労働組合の共同の取り組みが報告された。労働組合だけの力では困難だが、NGO や消費者が加わることで圧力が強まり、製造者は名声や評判を気にするようになった。合意から2年たち、合意は6ブランド、47供給者、22労働組合の参加するものになっている。奇跡的だと言われ、インドネシアの労働組合にとって非常に重要な一歩だった。

政府調達に関して EU 新指令があり、欧州の政府部門は、非財務的報告もしなければならず、調達でどのような労働者が働いているか追跡可能なように、透明性を確保する方向が目指されている。

ハイチ、トーゴ、そして日本の2名もそれぞれ報告をした。(報告は別掲)

3 世界的な新自由主義の嵐に国際的連帯で対抗を

非正規・派遣や雇用・労働条件についての労働者の権利の後退は、多国籍企業が国際的な枠組みのなかで労働条件引下げ競争を強いていることによってもたらされている。これに対抗し労働者の権利を擁護する活動も、国際的な協力が不可欠である。国際的労働条件ダンピングの実態、世界ブランドの供給者や消費者をまきこんでの枠組みづくりなど、示唆に富み、刺激にみちた分科会であった。

1 日本の労働者の状態

新自由主義経済のもとで、日本の労働者の貧困化と大企業の内部留保の増加がみられ、格差が拡大している。

(1) 賃金の減少	1997年	2012年
民間平均賃金（国税庁統計）	467.3 万円	408 万円
大企業（資本金 10 億円以上）内部留保	142 兆円	272 兆円
2014 年は一部で少額の賃金が増した。しかし増税の負担増の方が大きい。		
(2) 長時間労働	60h/week	75h/week
	297 万人（13.0%）	61 万人（2.7%）
(3) 非正規労働者の増加	2002	2012
正規雇用	3455 万人（68%）	3311 万人（61.8%）
非正規雇用	1620 万人（31.9%）	2042 万人（38.2%）

(4) 社会保障制度改悪と消費税増税

医療制度では、公的年金の引き下げなどが準備されている。社会保障制度改悪と同時に、消費税の増税が行われ、2014 年 4 月に 5%から 8%になり、2015 年 10 月に 10%になることが予定されている。

2 民間の労働者の権利問題

(1) ブラック企業

長時間労働や、法令上の時間外手当の不払いなどを起こす、ブラック企業が社会問題となっている。著名な経営者は「24 時間 365 日働け」と述べる。

(2) 過労死

過労による死亡や健康破壊が深刻である。労災補償の現状。

year(Apr-Mch)	08	09	10	11	12
strokes & heart attacks(including alive) claim	889	767	802	898	842
award	377	293	285	310	338
mental disease(including suicide) claim	927	1136	1181	1272	1257
award	269	234	308	325	475

過労死防止の立法運動があり、54 万筆以上の署名が集められ、2013 年に国連社会権規

約委員会が過労死防止の法的措置を勧告した。近く法制定の見込み。

(3) 非正規労働者の無権利

非正規労働者は、容易に解雇され、賃金も低く抑えられている。年収 200 万円以下の労働者が 10%になっている。労働者派遣法の規制緩和により、非正規労働者が増大してきた。

3 公務部門の労働者の権利

(1) 公務部門削減・民営化・独立行政法人化

公務員パッシングが激しい。公務部門の削減が進み、国の郵便や鉄道に続き、公的年金も民営化され、大学や研究機関等の独立行政法人化が進んだ。地方自治体でも公共施設管理、保育園、病院、図書館などの民営化が進んでいる。

(2) 解雇

公的年金を所掌する国の機関である社会保険庁は民営化の際に 525 名を解雇した。このうち 71 名が人事院に不服申立をし、25 名について解雇が取り消され、復職した。時間内組合活動についての懲戒が解雇の理由とされた事例もある。日本の裁判所と ILO に申立てている。地方自治体の病院を民営化する際に職員の解雇が起き、裁判所も解雇を有効としている。

(3) 賃金引き下げ

国家公務員は、法律で労働基本権が制限され、ILO から繰り返し勧告を受けている。不十分な代償措置として、人事院の勧告による公務員の権利保障がある。しかし 2012 年、この人事院の勧告によらず、法律で 7.8%引き下げた。憲法違反と提訴され、引下げは 2 年間の時限措置で終了した。この件も ILO に申立てている。

(4) 政治的自由の侵害

国家公務員は法令で政治的行為が刑罰の対象とされている。長くこの規定は発動されなかったが、2004 年に休日の自宅周辺の政治的チラシ配布について 30 年ぶりに起訴された。1 審有罪、2 審で逆転無罪となり、2012 年 12 月に最高裁で無罪判決が確定した。地方自治体である大阪市では、政治活動を規制する条例を制定し、批判を浴びている。

4 労働組合

活動の工夫や組織拡大の努力がされているが、組織率が低下し、約 18%である。ストライキなどの争議の件数は減少している。マスコミがバスのストライキについて利用者の苦情のみを報道した。社会的に労働組合の地位と権威を再構築することが必要である。

5 まとめ

多国籍企業の内部留保と租税回避への対応、ILO を活用した労働組合の権利の確立、公務の民営化の批判の根拠となる情報の共有など、国際協力が期待される。

「日本における労働規制緩和の動きとその問題点」

弁護士 岡田 俊宏

1 はじめに

今、日本の労働法は危機的な状況を迎えている。2012年に発足した第2次安倍内閣は、労働規制を経済成長の障害とみなす新自由主義の思想に基づき、労働規制緩和の議論を急速に進め、労働法の根幹に関わる様々な規制緩和政策を打ち出している。例えば、解雇規制の緩和、労働時間規制の新たな適用除外制度の創設、労働者派遣の永続的利用を認める法改正、民間人材ビジネスを活用した雇用のマッチングの強化等である。昨年の秋には、全国一律の労働規制に例外を設け、特定区域のみで解雇規制や労働時間規制を緩和しようという驚くべき構想さえあった。結局、この構想は現時点では立ち消えとなったものの、今後、このような議論が再燃する可能性も否定できない。

仮に、これらの政策にそった法改正が実現すれば、日本の労働法や雇用慣行は大きく変容することとなる。そこで、今回のレポートでは、安倍政権がすすめる労働規制緩和政策の具体例をいくつかご紹介し、その危険性を指摘することとしたい。

2 安倍政権による労働規制緩和政策の概要

第1に、解雇規制の緩和である。日本の解雇規制は厳しすぎであり、これが企業の経営判断や労働力移動の阻害要因となっているので、これを緩和すべきという要求である。しかし、そもそも日本の解雇規制が厳格だという前提が誤りである。OECDの雇用保護指標（2013年）を見ても、日本の雇用保護指標はOECD平均を下回っている。しかも、多くの中小企業で解雇ルールが守られていない状況にある。

また、職務や勤務地が限定された「ジョブ型正社員」の雇用ルールを整備すべきとの意見も出されている。これまで正規と非正規とに二極化していた労働市場を多様化するため、というのがその名目である。しかし、このような制度を設けても、これまでの格差の二重構造が三重構造に変化するだけで、正規と非正規の格差は解消されない。しかも、危惧されるのは、安倍政権の真の意図が、この制度を普及・促進することにより、職務や勤務地が消失した場合の解雇を容易にし、正社員の解雇規制緩和の突破口とすることにあるのではないか、という点である。

第2に、労働時間規制の緩和である。管理職でない者を含む一定層の労働者を対象とした、労働時間規制の新たな適用除外制度の創設が強く要求されている。具体的には、適用除外

の範囲を労使協定に委ね、適用除外とされた労働者については、使用者が時間外割増賃金を支払わなくても良いという制度である。これについては、労働組合等が関与する制度であるから問題ないという意見もある。しかし、これまで日本の企業別組合は長時間労働の有効な歯止めとはなり得なかったものであり、この制度が実現されれば適用除外の範囲が際限なく拡大し、さなる長時間労働が蔓延する危険性が高い。

第3に、すでに2014年通常国会に提出されている労働者派遣法の全面改正案である。日本では、直接雇用原則に基づき、長い間労働者派遣が禁止されてきた。1985年に労働者派遣が解禁されたが、あくまで専門的・臨時的業務についての例外的なものであり、派遣労働者が派遣先の常用労働者にとって代わることを防止するという「常用代替の防止」が派遣法の根幹の理念であった。これは、その後の派遣法改正による派遣対象業務の拡大等の際にも維持されてきた考え方である。しかし、今回の改正案は、派遣先企業が派遣労働者を事実上永続的に利用できる制度に改正しようというものである。これによって、常用代替防止の考え方は大きく後退することとなる。仮にこの法改正が実現すれば、企業が雇用調整として使いやすい派遣労働者の数は、大幅に増えることが予想される。

3 一連の労働規制緩和政策の問題点

これら一連の労働規制緩和政策は、従来の雇用維持を前提とする内部労働市場型の日本的雇用システムを改め、正社員の雇用を減らし、雇用の流動性を高め、外部労働市場において雇用の調整を図るシステムに転換しようとするものである。

日本では2000年ころから非正規労働者が増大し、現在では労働者の3人に1人が非正規労働者である。しかし、正規労働者との間の公正処遇に関する法整備は不十分なままであり、格差の拡大が社会問題になっている。そのような中で、今回の一連の政策が実現されれば、派遣労働者や有期契約労働者等の不安定で低賃金の非正規労働者がさらに増えることとなる。その一方で、正社員労働者の一定層は労働時間規制の外に置かれ、過労死・過労自殺やメンタルヘルス不全に至る異常な長時間労働を強いられるという二極分化の格差社会が促進されることとなるだろう。

また、今回の規制緩和政策は、経済界からの要求に基づき、短期間のうちに次々と、きわめて強引な形で提案されている点にも大きな特徴がある。従前、労働分野の法改正は、厚生労働省の労働政策審議会において、公労使三者構成のもと、労使の意見を踏まえて決定されてきた。しかし、今回の一連の政策の多くは、内閣や経済産業省が主導する「産業競争力会議」や「規制改革会議」で提案されているものである。そのメンバーの多くは、人材ビジネス会社

等の大企業の代表者であり、労働者代表はメンバーから除外されている。これは、これまでの日本の労働立法ルールに反するだけでなく、ILO の定める国際ルールにも違反するものである。

4 おわりに

安倍政権の一連の労働規制緩和政策は、日本の雇用を根本から破壊するものである。仮にこれらの政策が実現されれば、労働者の権利や人間らしい暮らしが後退することは明らかである。私が所属する日本労働弁護団（労働者や労働組合の権利を擁護するための弁護士団体）では、労働者や労働組合と連携して、安倍政権の雇用破壊を阻止する取組みを行ってきたが、今後はこの取組みをさらに強化し、社会全体の運動にしていかなければならないと感じている。

また、グローバル競争の激化の中で、経済界からの規制緩和要求は各国に共通の現象であると思われる。仮に各国がこの要求を受け入れて規制緩和の流れを進めれば、世界の労働は劣化する一方である。今こそ ILO 設立の意義を再確認し、グローバルな規模での労働規制を構築していくことが必要不可欠であろう。

<参考文献>

西谷敏ほか『日本の雇用が危ない―安倍政権「労働規制緩和」批判』（旬報社、2014 年）

分科会4「戦争犯罪と国際法」と

分科会10「ジェンダーの問題」の報告

龍谷大学教授 Soo im LEE

2014年15日から19日にブリュッセル(ベルギー)で開催された国際民主法律家協会(IADL)第18回大会に参加する機会を得た。今回の大会には世界の36ヵ国から約300人の法律家が集まった。日本からの参加者は、人権弁護士として活躍する人たちを中心に、関東、関西からそれぞれ約10名の人が参加した。「市民の権利のための法律家の役割」が大会全体のテーマで、「平和への権利」、「司法の独立」、「新自由主義のもとでの労働者の権利」、「戦争犯罪と国際法」、「移民労働者の権利」、「地球温暖化と環境保護」、「ジェンダーの問題」など、10の分科会が設定された。

私は、移民問題を取り上げる第4分科会(Chairs:Fabio Marcelli and Mieke Van Laer.)では、「Pride, Prejudice and Power: Nationalism, Anti-Korean Hate Crimes and the Comfort Women Issue in Japan(尊厳、偏見と権力 民族主義、日本におけるコリアンに対するヘイトクライムと「従軍慰安婦問題」)」、Part 1でヘイトスピーチについて、ジェンダーの問題を取り上げる第10分科会(Chairs:Evelyn Dürmayer and Mieke Van Den Broeck)では「Part 2」として従軍慰安婦問題について報告した。

欧州連合(EU)は、欧州連合条約において、加盟国間の平等の精神と多言語主義目標を共有する。「平等の精神」は、人間の尊厳に対する敬意、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティーに属する権利を含む人権の尊重と具体的な目標が提示されている。28ヶ国の加盟国が多元的共存を目指し、数々の困難に直面しながらもヨーロッパにおける地域共同体は着実に発展を遂げている。アジアでは未だ国民国家的という枠組みが強いため、「共存」としての地域共同体という価値体系を確立するのはまだまだ遠い未来のようであるが、EUは私たち日本人にとっても一つのロールモデルであることに違いない。

まず、学会の雰囲気にとびつきました。学究的な学会とは異なり、まず形式にこだわらない「主張した人が勝ち」的な雰囲気と多言語に対する弾力的な対応力にまず感銘を覚えた。通訳は通常、報告者の影に隠れることが多い。日本の場合、同時通訳の存在は会議参加者の視野には入らず、性別から言えば圧倒的に女性が多い。IADL会場では、報告者の真後ろに同

時通訳のブースがあり、参加者は通訳の存在を認識できた。そして、男性通訳の比率も多く、いとも簡単に多言語に置き換えていく姿勢は多元的共存を象徴するものであった。

まず分科会4では、日本で深刻化する「ヘイトスピーチ」について報告した。言語に頼るだけでは実像が見えてこないだろうと思い、東京の大久保と大阪の生野区で実施されたデモを動画で見せた。参加者からは、「東日本大震災直後は全世界の同情を集めた日本だが、この映像を見てショックを受けた」、「IADL は少数派に対する憎悪に対し、声明文を出すべき」という意見が聞かれた。

日本のヘイトスピーチは凄まじい勢いで悪化している。経済のグローバル化があまりのスピードで進む中、グローバル対応が遅れているという理由から日本社会全体が閉塞感にあふれている。少子高齢化で若者の肩には、プレッシャーが重くのしかかり、勝ち組、負け組という二極の構図で成り立つ社会に変貌しつつある。新興国が台頭し、欧米諸国が衰退する傾向が強くなるにつれて、日本は台頭する中国に不信感を強め、日本は危険な方向へ向かっている。その一つの表れがヘイトスピーチである。



分科会4：報告者の後ろに同時通訳のブースが見える

日本社会では、人種差別、排外主義が公然とまかり通り、在日外国人の特権を許さない会（在特会）という人種・民族差別グループが、在日コリアンにヘイトスピーチと呼ばれる憎悪表現を向け、民族学校に通う小さい子どもにさえその言葉による暴力は向けられている。「北朝鮮のスパイ」、「よい朝鮮人もわるい朝鮮人も皆殺し」「嫌なら帰れ」と罵声を浴びせかけ、コリアタウンに買い物に来た日本人たちに対しても暴力行為を行った。大阪最大のコリアタウンでは鶴橋では、女子中学生が「鶴橋大虐殺を実行しますよ」とマイクを持って発言するシーンは日本だけでなく、世界をも震撼させた。

日本民主法律家協会理事、東京造形大学教授の前田朗氏は、（専門は刑事人権論、戦争犯罪論）、ヘイトスピーチを処罰対象としない日本は「時代遅れのガラバゴス」であるという。2020年にはオリンピックが開催されることが決定され、建築業界で深刻な労働者不足が予測さ

れ、既に約 20 万人の外国人労働者を受け入れる体制に日本は入った。

東京や大阪の繁華街で、堂々と「皆殺し」という言葉が吐かれても、取り締まりもしない社会がどのようにスポーツマンシップを発揮できるのであろうか。

ヘイトスピーチは犯罪であるにもかかわらず、「表現の自由」という理屈から法制度が整備されない。コリア系に対してのハラスメントが主であるが、他のマイノリティーにもヘイトスピーチの牙は向けられている。植民地支配に対し日本における共通認識が浸透していないこと、過去の歴史認識の希薄さ、忘却を示し、植民地支配が与えた影響について日本人の多くが十分に理解していないことなどが、この異常な現状を許容する要因である。四世や五世になっても外国人という立場に追いやられ、社会に統合されていない旧植民地出身者は日本社会で不安感を高めている。ドイツのナチによるユダヤ人ホロコーストは他人事ではない。

日本国憲法は「国民」を権利の享有主体にする。戦後直後にできたマッカーサー憲法草案(1946年2月13日)では、「国民」と「外国人」が享受する権利は同等だった。主体は, All natural persons「すべての自然人」で、すべての自然人は、法の前に平等である(13条、以下の英文を参照)、外国人は法の平等な保護を受ける(16条)と明示されていた。GHQと日本政府にどのような話し合いがあったのかわからないが、憲法の主体は「国民」に限定されてしまった。

ドイツの場合、併合により付与されたオーストリア国籍に対し、ドイツ国内に居住するオーストリア人に対しては意志表示によりドイツ国籍を取得できる国籍選択権を与えた。人道的な処置をとったドイツと日本とは同じ敗戦国でありながら、戦後処理の取り組みは大きく異なったのである。EUの誕生には、このような過去の信頼関係の修復の努力の積み重ねがあった。

Article xiii.

All natural persons are equal before the law. No discrimination shall be authorized or tolerated in political, economic or social relations on account of race, creed, sex, social status, caste or national origin. (下線は筆者による)

一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ。政治的、経済的又ハ社会的関係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコ

日本政府は、国内では「外国人」という言葉を「日本国民」と対比するために使う。ところが国際コミュニティに対しては、「外国人」の代わりに「移民」を使用する。法務省の入国管理局の英語表記は Immigration（移住・移民）Bureau of Japan である。ダブルスタンダード以外の何物でもない。

サッカー・Jリーグ一部の試合中にチームのサポーターが「Japanese Only」という差別的な横断幕を揚げた問題で、制裁措置としてJリーグ史上初の無観客試合が行われた。制裁措置を直ちに実行しなければ、日本のチームは世界で開催されるゲームに参加できなくなるであろう。ヘイトスピーチには断固とした態度を取らないという日本、ここにもダブルスタンダードが垣間見られる。

IADL の参加者たちが最も驚いたことは、人種差別者たちによるデモの過激さ、それを取り締まらない警察、そして無関心な多数派の存在だった。そして、四世や五世になっても選挙権を持たない人たちの存在は欧米諸国ではありえない、とのコメントも受けた。

ジェンダー問題を扱う分科会 10 では、「従軍慰安婦」問題を取り上げた。私の報告は、参加者のために「従軍慰安婦」という言葉の説明から始めたがただちに司会者から、報告では「Sex Slaves(性奴隷)」、という言葉を使うように助言を受けた。確かに「慰安婦」という言葉を英訳すると「Comfort Women」、となり意味が不明になるからだ。

安倍首相は表面的には河野談話を引き継ぐとしながらも、河野談話を検証する調査団の設置など、今までの日本政府の見解を見直そうとしている。「政府が発見した資料の中には、軍や官憲による狭義の強制連行を示す記述は見当たらなかった」とする政府答弁を出したことが日韓関係をこじれさせた。「慰安婦」問題は、「性奴隷」という言葉が世界に浸透したために日本のイメージの悪化につながり、日本政府にとってはメンツにかかわる問題になってしる。

海外メディアの英語による報道は、日本社会に大きなインパクトを与える。日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長が、2013 年 5 月 13 日、大阪市役所で記者団に対し、「慰安婦」について「軍の規律を維持するには当時は必要だった」と述べた。橋下氏は、英語で報道さ

れて初めて自分の発言の問題の深刻さに気がついたのではなかろうか？ 橋下氏はまた、沖縄の米軍普天間飛行場を視察した際、米軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と求めたことを明らかにした。英語版の報道では、風俗業は、sex industry なのである。「軍の規律を守るために必要だった」の発言が英語に訳されると、橋下氏自身の性文化のとらえ方や、国のために個人が犠牲になることはやむを得ないという価値観が露呈してしまうのである。

「人身売買」や「強制労働」という言葉が国際コミュニティから日本に向けて発せられると、日本政府は急にあたふたする。なぜなら「国の恥」だからである。しかし、「慰安婦」問題は「恥」や「メンツ」のレベルでは解決できない。この問題は人類に対する深刻な犯罪であり、人権侵害の事例なのである。日本だけでなく、世界がこの問題に向き合い、解決の糸口を見出さなくては行けない。

分科会 10 のに参加した人たちとネットワークを持てたことは大きな成果であった。特に、Chair である Evelyn Dürmayer と Mieke Van Den Broeck は、日本軍性奴隷制に強い関心を示し、彼らと連携をとることによって、解決の糸口を見出していけるのではないか、と思った。日本文化では、「慎ましき」や「控えめ」は望ましい人の行動であると理解され、衝突を避ける生き方が協調という言葉でごまかされてきた部分も多い。米国や EU のような東アジアに地域共同体を誕生させるには、本問題の解決は私たちに課せられた重要課題の一つなのである。



分科会10:世界における女性の
人権侵害について情報を共有した

分科会7報告 「不処罰と国際司法」

青山学院大学教授 新倉 修

3日目(4月17日)にE会場で午前9時から午後5時まで開かれた。議長を務める予定であったレノックス・ハインズ名誉教授・IADL ニューヨーク国連代表(アメリカ、ラットガーズ大学)は、病気ということで参加されず、代わりにマージョリー・コーン教授・IADL 事務局次長(アメリカ、ジェファーソン大学)が議長を、ベルギーの進歩的法律家ネットワークのロイカ・ランベール(Loica Lambert) 弁護士とともに務めた。

議題は、人道に対する犯罪、集団殺害犯罪、侵略犯罪など、国際刑事裁判所(ICC)の対象犯罪とされているものについて、ICC やいわゆる混合法廷(Mixed Tribunal) が不処罰をなくすることができるのかということであった。

これについては、ベス・ライオンズ弁護士・IADL ニューヨーク国連代表部補佐がルワンダ国際刑事裁判所にかかわってきた経験に基づいて、「被告人に有利な証拠の不開示」は裁判の公正を害するというレポートを提出しているが、本人は所用のため参加してない。さらに大きな問題点については、ルワンダの現大統領が虐殺にかかわっていたという指摘をして、ルワンダ政府に「ジェノサイド思想法違反」の嫌疑で逮捕され、日本を含む世界的な抗議運動の結果、釈放されたピーター・アーリング教授(アメリカ、元ナショナル・ロイヤーズ・ギルド議長)が登場し、彼自身の訴訟活動に関する資料を駆使して『偶発的ジェノサイド』(Accidental Genocide)という大著を発表した内容について、報告をした。

コーン氏は、「保護する責任と国連憲章」の関係を論じ、「保護する責任論は滑りやすい坂道 slippery slope」だと表現した。シューラー氏(Andreas Schüeller)がICCに関係する憲法的人権に関するヨーロッパ・センターの活動を詳しく紹介した。さらに、フィリピンのネリ・コル

メナーレス議員(NUPL 会長・弁護士)が「夢か現実か」というタイトルで、9/11以降におけるフィリピンのアロヨ政権・アキノ政権での「法外殺人や強制失踪など」が繰り返されている状況を報告し、人権の尊重と不処罰の根絶が必要であるとして、「夢を見れば、心は自由になるが、闘えば、現実には自由を獲得する」というチェ・ゲバラの言葉で締めくくった。

レバノン、ハイチ、バングラデシュ、アルゼ



復活したピーター・アーリング

ンチン、ブルンジ、インドネシアからも、それぞれの地域や国に関する問題で発言があり、国際的な刑事司法のあり方についても示唆的な指摘がなされた。また、現在、国連総会で議論が続いている「普遍的管轄 (Universal Jurisdiction)」についても報告がなされた。



右からコーン議長、タイ教授(レバノン)、
コルメナーレス議員など

日本側の関心は、必ずしも高くはなかったが、国際的な刑事事件にかかわる経

験やきっかけが乏しいという理由もあるようだ。国際的にそれぞれ深い背景のある問題であり、国連や人権理事会、ICC の締約国会議などでも、継続的に取り上げられ、日本政府の対応が求められている課題であるので、さらに関心をもって取り組むことが望まれる。

シアンスポー大学ルアーブル校における

憲法9条と平和への権利の講義開催

弁護士 長谷川弥生

1 概要

IADL の期間中, JALISA の理事である名古屋学院大学飯島准教授と笹本弁護士が, 会議への参加を一日中断してベルギーからフランスへ移動し, フランス・シアンスポー大学ルアーブル校において, 同校学部生向けに, 日本の憲法9条(飯島准教授) および国連における平和への権利に関する議論(笹本弁護士)について講義を行い, 学生と交流した。私もお供させていただいた。

講義開催のきっかけは, フランス・パリの ILERI (国際関係学院) の日本語教師でパリ在住の水田正子先生のご友人で, シアンスポー大学ディジョン校・オリヴィエ・カミイ教授(政治哲学)が同大学ルアーブル校のヨーロッパアジア学科の教授との間を取り持って下さったことからであった。当日はオリヴィエ教授が一日付き添ってくださった。

2 シアンスポー大学ルアーブル校について

(1) シアンスポー大学 (Sciences-Po) について

シアンスポー大学といえば, 通常, シアンスポー大学「パリ校」を指し, 同校はフランス大統領をはじめ超エリートの輩出校として有名である。

(2) ルアーブル校について

今回講義を行ったのは, シアンスポー大学「ルアーブル校」, パリ校の分校として, フランス北部のノルマンディー地方の港町・ルアーブル (Le Havre) に作られた学校である。ルアーブルは, 第二次世界大戦で壊滅状態となった町を建築家オーギュスト・ペレが再建して街並みが世界遺産となっていることで有名である。



慶応大学経済学部と学位交換システムがあり, 20人くらいの日本人学生が在籍しているとのことで, 思いがけず日本人学生数名に会った。

3 講義の内容

(1) 飯島准教授 日本の憲法9条について

日本の憲法9条の内容や, その考え方について, 講義された。

(2) 笹本弁護士 国連人権理事会における平和への権利について

平和への権利とは何か、いま国連でどのようなことが議論されているのか、等について講義された。

4 オリヴィエ教授および学生からの質問事項

オリヴィエ教授とは、パリからルアーブルに向かう時に特急電車（乗車時間約2時間半）の中で一緒したことから、電車の中でも、質問を受けたり、ご意見を聞いたりすることができた。講義において学生から出た意見などもあわせて以下のような質問や意見が出た。

- ・砂川事件において、日本の最高裁は、日本は自衛権を有すると言っているようである。が自衛のための軍隊をもつことができないのか。

- ・憲法9条により軍隊を持たない、ということは、軍隊が一切ない（No Army）ということか。そうであれば日本人はファンタジーの世界に住んでいるのかと思えるくらい信じられない。

- ・専守防衛といっても、自国の領土内で敵が来るのをいつ来るか、とただ待ちかまえているのではなく、敵（例えばアルカイダ）がいる場所が分かっているのであれば、自国を守るために先に攻撃をしに行くべきではないのか。

- ・日本が軍事力を持たずに自国を守る方法が考えられるとすれば、例えばウクライナ問題において、軍事力を有するロシアでさえ経済制裁には困るようであることから考えて、日本は世界有数の経済大国としての経済制裁力をもって防衛力にかえる、ということか。

- ・尖閣問題などの中国の脅威をどう考えるか。それでも軍事力はいらぬのか。

- ・（ちょっと脱線。やはり福島についての関心が高い。）

福島問題について、東京だって汚染されているのは明らか。東京の人々はなぜ避難しないのか。とりわけ子どものためであれば何をおいても避難すべきだろう。いつまで政府を信じているのか。日本人は政府を信じすぎる、フランス人はもともと懐疑的なので、原発が周りの環境を汚染していない、という政府の言葉など信じていない。

- ・福島で人々は補償を受けているのか。

5 感想

さすが軍事大国フランスならではの質問や意見でとても考えさせられた。平和への権利の議論が国連で大国の反対にあって決議が難航する雰囲気を感じることができた。

水田先生、オリヴィエ先生、ありがとうございました！



ベルギー & ポーランドの旅

日本国際法律家協会理事 大矢 勝、大矢 和子

18th IADL CONGRESSへの参加呼びかけがありました。4月14日～4月22日のブリュッセル・ベルギーへの旅行は、ポーランドのアウシュビッツ見学ツアーもあり、中々行く機会のない、そして一度は行ってみたいと思っていたこともあり参加させていただきました。

IADL総会

第1日目、世界中から参加された多くの方の報告にビックリして感激しました。

地球温暖化問題はキャンペーンに参加することが大事である、軍事介入を行った国に対する平和の法律や証言の自由、政治に常に気を付ける必要がある、などの報告がありました。

ベトナム戦争では300万人の犠牲者がいて、現在でもなお、孫・曾孫の3～4世代にもわたり、普通に生きる権利を侵害されていること、10gで100万人もの人を殺すことが出来るダイオキシンを含む大量の枯葉剤がベトナム戦争に使用され、これらを造った会社は大儲けをしたことなど色々な問題が報告されました。私はただただ「あっそうなのか、へー、」と一々納得しました。どういうことが解らないこともありましたが、一堂に集まって様々な活動や実状など聞くことが出来て良かったです。

第2日目、通訳があるということで分科会1「平和」に参加しましたが、通訳はなく、それぞれの国の言葉での発言で理解できなかったために英訳レシーバーを借りに行くとパスポートが必要ということで仕方なく他の分科会を覗いたりしました。何よりも持参した大矢作成の横断幕“Human Right to Peace”が、本会議のテーブルで活躍したのが嬉しい。

第3日目、ベルギー観光

全体的に建物が大きく立派、特にグラン・プラス広場は大きく、広場の周りに豪華な建物があり、カメラでパチパチ。夕日が沈む頃の光の変化が建築物を照らし何回も色々な角度から写真を撮りました。小便小僧もチョコレートのお店も何回もたのしみました。その間、何時ものことながら中森さんと大村さんは夕食のレストランを探してくださいました、ジャズ・ラウンジも。ありがとう。

王立美術館が大きく入口がわからず、やっと入場できたと思えば広くて1回りでグッタリ。王宮かと思っていましたら最高裁判所で素晴らしい大理石造り。本当に立派な建物ばかり、イースターで街は静かでした。

第4日目、ポーランド観光

ブリュッセルからポーランドのクラクフへ。アウシュビッツ訪問からショパンで有名なワルシャワ。

15年此处に住んでいるという中谷剛さんの説明を聞きながら見学、それぞれの展示室には小さい子供の靴がいっぱい積まれていました。三つ編みの髪の毛・長い髪がいっぱい積まれてあり、これで布を作っていたなどの説明にぞーとしました。髪の毛を刈られた坊主頭の女性の集団の写真がありました。次の展示室はメガネがいっぱい。白いペンキで名前の書いたトランクが積み上げられています。そして義足、これらはすべて働けない人間と選別されガス室で殺害された、子ども・婦人・障害者のもの、ガス室に入ると、天井に四角の切り抜かれたガス投入口、そして死体処理場へなど私にとっては大きな衝撃でした。さらにビルケナウ強制収容所跡、よく映画でみる収容所の門に続く列車のレールなど見て私は言葉も出ない衝撃でした。アウシュビッツから生還したユダヤ人が見つけた“ナチスの親衛隊員が報告用に記録した写真”の当時と現在を対比した写真集を買いました。

説明をして下さった中谷剛さんは「アウシュビッツだけの問題ではない、いま世界のあちこちで民族戦争が起きている事を考えなくてはいけない」とおっしゃいました。



私は大阪に帰ってから、何回この展示室の小さな靴や、髪の毛のことを土産話にしたことか…それだけ衝撃が大きかったのです。一昨年イスラエルに行ってパレスティナ問題を学んだ時も民族の争いが広がっていることを実感したのでした。今もなお続く争いを思い、日本の安倍首相の戦争志向、戦争させてはならない、憲法9条を守らなければならないと決意したブリュッセルそしてアウシュビッツでした。

雨のワルシャワ観光はショパンとともにワレサの民主化を観ました。クラクフではユダヤ人居住地や『シンドラーのリスト』の工場跡を見学しました。

ブリュッセル大会宣言

2014年4月19日

1. 「人民の権利のための法律家活動」というテーマで、2014年4月15日から19日まで開催された、第18回国際民主法律家協会（IADL）大会は、国連憲章の目的達成を目指して相互信頼と集団作業に参加する、世界中の弁護士、法律家、学生や法律事務員たちのダイナミックな機会となった。

2. 私たちは共に、平和への人民の権利のために、また、すべての人々が健康な環境において恐怖や欠乏から自由に生きられる世界のために、戦争や紛争、抑圧、貧困や飢餓が根絶され、人々が十全な人間の尊厳をもって生ることが許される世界のために、私たちの技術とエネルギーを再度捧げるものである。私たちは、人権は普遍的なものであって、不可分であり、最上位に置かれるべきものであることを再確認し、かつ、少数の特権者でなく全ての人々の利益において、新しい民主的な国際経済秩序を求めることを改めて表明する。

3. 経済的な不平等がますます増えているこの世界において、ほんの一握りの人々が全世界の人口の半分が持つ富よりも多くの富を支配している。このような富の多くは、自然資源を破壊することで得られるものであり、壊滅的な気候変動を促進するという方法によるものである。このような持続不可能かつ不公平な経済秩序において、世界中の労働者やその家族は、失業、生命の危険を伴う労働条件に直面し、移民を強いられ、新自由主義の計画によって生み出されるさまざまな窮乏に直面している。

4. 人類は、実行可能な別の選択肢となるビジョンを必要としている。民主的な法律家として、私たちは、国際法の基本的な原則に従って、人民の自決権を支持し、圧政、環境破壊、侵略および外国による占領の不正義に反対する。

5. 福島は、核災害の脅威が依然として減少してはいないことを示している。6000万人以上の子ども、女性、男性は、不安定で強制的な労働、奴隷、人身売買に苦しんでいる。人権の擁護者は、政府のエージェントや企業暴力団により殺されても、犯人が処罰されることがない。

6. IADL はほぼ 70 年にわたって、人民の権利を擁護してきた。前回大会（ハノイ 2009 年）以来、挑戦は強化されてきた。同時に、不正義と闘う人々の決意によって、重要な勝利があった。経済的な不正義に突き動かされて、数百万人の人々は、マドリッドから始まり、ニューヨークのウォール街を揺るがした“オキュパイ運動”に参加した。イスタンブールのゲジ公園は、貪欲な企業を守る野蛮な軍隊まがいの警察に抵抗する人々のパワーをはっきりと映しだした。表現と結社の自由と人民の気候変動の真実を知る権利は、法廷や街頭において、グリーンピースの「30 条」運動からニジェール川デルタ地帯の農民に至るまで、勇気ある環境権の擁護者によって守られた。

7. IADL は、パレスチナの人民の自決、独立、国家設立の権利を再確認する。私たちは、イスラエルによるヨルダン川西岸とガザ地区の不法占拠の即時終結を要求し、イスラエルによる多くの戦争犯罪、人道に対する罪、国際人道法違反や人権法違反の継続が罪に問われていないことを弾劾する。私たちは、すみやかに、無条件で、イスラエル刑務所にいるパレスチナ囚人を釈放するよう要求し、イスラエルによる拷問が処罰されない状態を止めるよう要求する。

8. IADL は、IADL ビューローメンバーで、国際的に知られている人権弁護士ラジ・スラーニ氏の会議参加を阻む、イスラエルの政治体制の不法行為に対する怒りを表明する。さらに、ガザ地区の全受刑者に対する不法な集団的処罰のさらなる事例は、イスラエルの人種隔離政策の本質をまたもや証明するものである。ラジ・スラーニ氏が開会式での基調演説の代読者として、ビューローメンバーや反アパルトヘイト運動の経験者である南アフリカのマックス・ボクワナ氏を指定したことによって、このことは大会参加者に強く印象付けられた。

9. 私たちは、イスラエルが以下のことを守るまで、イスラエルに対する国際的なボイコット、投資・資本の引き揚げ、制裁措置（BDS）キャンペーンの全面的支援を誓う。すなわち、（1）すべてのアラブの土地の占領と植民地化を終わらせ、壁を撤去すること、（2）イスラエルのアラブ・パレスチナ人の完全に平等な基本的な権利を認めること、（3）国連決議 194 に規定されている、パレスチナ難民が自国に戻る権利を尊重し、守り、促進することによって、国際法をきちんと守ること。

10. さらに、IADL は、自国に対するテロ行為を防止するという理由で、2001 年にマイアミの裁判所が、誤って有罪として判決し、異常に重い刑を言い渡された 5 人のキューバ人（Cuban 5）を継続して支援することを強調する。IADL は、5 人に対する取扱いについて多数の手続き違反を見つけ、無条件の赦免を要求したロンドンの 2014 年 3 月の国際調査委員会の開催に協力した。

ブリュッセル大会は、次に掲げる優先的項目にハイライトを当てた。

1. 平和と国際法における危機

(a) 国連憲章に宣言され、日本の憲法 9 条に認められ、またコスタリカを含む多くの国の裁判所や憲法で示されているように、すべての人々は、平和のうちに生存する権利を持っている。人々と人民の法律家の働きを通してのみ、平和は広がるのである。

(b) 平和への権利は、単に戦争がないだけではない。欠乏からの自由、抑圧からの自由、侵略の恐怖・威嚇からの自由も含まれる。この権利は、私たちの生活のすべての局面に関わるものであり、シリアやウクライナ、イラク、アフガニスタン、中央アフリカ共和国、コンゴや世界のその他の無数の地域におけるように、武力紛争によって侵害されている。人民の法律家は、小型武器を含む、違法な武器取引を根絶する活動に取り組む。

(c) 平和への権利は、ミレニアム開発目標を達成するために 6 億ドルを支出する代わりに、2009 年だけでも、世界は軍隊や武器に 30 億ドルも支出している場合、侵害されている。平和への権利が侵害されるのは、世界が、すべての人に十分な食料を生産しているのに、何百万人の人が栄養失調で、飢餓で死んでいるという状態にあり、他方、いくつかの国では、鶏肉が AK-47 自動小銃と同じ値段で取引されるという状態にある場合である。

(d) 人民の法律家として、私たちは、国内裁判所において国際法の完全履行を求めて活動している。国際人権法は、国家間だけの問題ではなく、平和を愛するすべての人々の利益に役に立つものでなければならない。

(e) 国際法を国内において強化することは、「戦禍から次世代を守る」ために国際条約や国際裁判所、国際機関を強化することを求めるものである。

2. 民主的な民衆司法、司法の独立、法律家の保護

(a) IADL は、どこにでもあるが、特にコロンビア、ペルー、バスク地方における、重大な人権侵害および人権弁護士に対する侵害を弾劾する。私たちは、すべての国および地域にいる人民の法律家に対して、人権弁護士を支援し連帯するよう呼びかけ、以下のことを誓う。

- a. 人権侵害を処罰しないで放置しておくことをやめさせるために闘うこと
- b. 2014 年 8 月にコロンビアに向けた国際代表団の法律家国際キャラバン（コロンビアキャラバン）の参加と支持をすること。
- c. 2014 年 4 月 9 日に恣意的に逮捕され、「テロ組織への物的支援」というでっち上げられ

た嫌疑で起訴された、ペルーのアムネスティや基本的権利のための運動（MOVADef）のメンバーや弁護士が即時釈放を要求すること。

d. 政治的迫害をやめ、ペルーの憲法や法律や国際的な取り組みのもとにおける基本的人権の尊重の実行を呼びかけること。

(b) さらに、人民の法律家は次のことを再確認する。

a. 法的な弁護の権利は、基本的な権利であって、最大限保護されるべきものである。すべての被告人は、弁護士を選ぶ権利があり、逮捕または拘禁の最初の段階から秘密のうちに面会する権利がある。

b. 拘禁された者に対する法的支援は、有罪の推測の根拠として決して使われてはならず、弁護士は依頼人の原因となっているものと同一視されるものであってはならない。

c. 私たちは、あらゆるでっち上げられた起訴や、人権擁護者に対するハラスメント・嫌がらせを弾劾するものである。

d. 「秘密法廷」には正義はなく、私たちは政治な反対者に対する特別法廷に反対する。

e. IADL は、法律家や法律事務員に対する襲撃の情報をあつめ、法の支配に対するこのような基本的な脅威について毎年レポートを配布するべきである。

f. IADL は、政府による弾圧とその犠牲者を記録しながらも著しい成功があったことに注目して、人民のための法律家活動の歴史的な経験を記録し報告する、歴史的な回復プロジェクトを確立するべきである。

g. IADL は、地域における民衆法廷を支援し、このような運動に関連する問題を調査するための国際的で学際的な会議仲介するべきである。

3. 新自由主義の嵐にある労働と労働組合

(a) IADL は、世界的なトレンドとなっている不安定雇用について、いかなる例外もなく禁止されるべきだという政策（ゼロ・トレランス）を表明する。不安定雇用者は、空虚な約束と永久的な順番待ちリストの世界で生活している。ヨーロッパでさえ、「暫定的な」一日ごとの契約を10年間続けている若者がいる。いくつかの国では、労働法は、一定期間働いた労働者についてしか規定をおいていない。

(b) 不安定雇用は、すべての仕事の保証がない状態で、底辺に至るまで、がむしゃらな競争（rat race）にさらされている。不安定雇用や社会的賃金切捨ては、資本主義制度に内在するものであって、その主たる目的は、競争と利益の永続的な追求であり、すでに低い賃金と労働条件をさらに悪くすることにある。

(c) 不安定雇用は、単に「労働の問題」にとどまらず、個別の労働者の健康、安全と生活の質にも、その労働者によって構成される社会そのものに対しても壊滅的打撃を与える。

(d) 人民のための法律家は、労働者が持つ表現と結社の自由や、労働組合を結成し、労働組合に参加し、団体交渉する権利と連帯する立場に立つものである。

(e) IADL は、特にコロンビアが労働組合員を保護していないことについてこれを弾劾するものである。最近では2875人の労働組合員が殺害され、2013年だけでも26人の労働組合のリーダーが殺されている。勇気をもってコロンビアの労働者の代理を務めていた民衆法律家が殺され、日々、生命や暮らしの脅威にさらされている。

(f) 不安定雇用は人を殺す：カタールでは、多国籍企業の下請けとして働いて、1日2人の割合で、労働者が、事故か仕事のストレスのために死亡している。

(g) 人民のための法律家は、以下のために闘う。

- a. 同一労働同一賃金。
- b. 雇用された初日からの雇用者の権利。
- c. 団体交渉や共同行動の権利を含む、偽りのない実質的な結社の自由。
- d. 国際的な供給の連鎖を通しての労働者の権利を含む、多国籍企業に焦点を強める。
- e. 労働者の権利に関する国際条約などの国際文書を国内裁判所においてもっと認知させる。
- f. しばしばあまり知られておらず、労働組合か組合の弁護士しか使わないという扱いになっているけれど、国際労働権条約のもとにある国際委員会や裁判所に対する申立てを増やす。
- g. カタールやコロンビアなどのような、特に国と多国籍企業とが共同して行う、労働者の権利の重大な侵害を犯罪化する。
- h. 企業による侵害者の名前を告発し、反省させる。
- i. 契約や約款において、労働者に対する法的に執行可能な保護を交渉して勝ち取る。

4. 移民の権利および人種主義に対する闘い

(a) IADL は、2000年から2013年の間、地中海を、迫害と剥奪から逃れようとした23000人を超える人々にとって死の海と化した国および地域の政策を弾劾する。

(b) 人民のための法律家は、「ヨーロッパ要塞化」政策に対抗し、Frontexのような仲介業者に対して説明責任を要求するために、フランス、イタリア、スペインおよびベルギーにおいて事件を取り上げてきた。

(c) 人民のための法律家は、FGM被害者の庇護を求める権利を擁護し、ベルギーにおけるようなこの権利を弱めることを弾劾する。移民を受け入れる業務は、たとえば言語技能を教え、

家庭内暴力の被害者を支援するなどが必要とされている。

(d) 人民のための法律家は、子どもの権利条約 12 条を援用しつつ、子どもの庇護を求めるケースにおいて意見を聞いてもらう権利を実現するために闘わなければならない。

(e) IADL は、ベルギー人の子どもの両親が滞在許可証を持っていなかった場合にも国内に在留する権利を勝ち取ったルイス・ザンプラノ事件の成功を喜ぶものである。ヨーロッパ司法裁判所は、保護を拒絶する国内裁判所に対する重要な選択肢を与えるものである。

(f) IADL は、あらゆる人種主義および人種差別的な宣伝を弾劾する。これには、北朝鮮出身者が 4 世代も経ているのに、いまだに無国籍者として扱われている日本における人種主義および人種差別的な宣伝が含まれる。政府は、ヘイト・スピーチを処罰する義務を負う。

5 抵抗し組織化する権利

(a) フィリピン、バスク、ペルー、インド、コロンビア、ベルギー、USA などの多くの国からきた人民のための法律家は、世界的に、各国政府が政治的社会的運動を弾圧する点でたいへん活発であることを明確に証言した。

(b) IADL は、自決権や専制に抵抗する権利に対し、表現の自由や結社の基本的な権利への尊重に対し、健康的な環境への権利に対して支持することを再確認した。活動家やそれを支える弁護士は、明白に政治的な理由で広範な処罰や訴追の標的にされている。

(c) 人民の法律家（民衆法律家）として、私たちは次のことを行う：

a. 司法や警察に対して市民による監視が必要であることを再確認し、また、警察による暴力や、警察が自らの行為を隠匿するために被害者を訴追する行為を糾弾する。

b. すべての軍人や警察官の不処罰をやめるよう要求する。

c. とりわけデジタル空間における、プライバシー権、表現の自由、抵抗権を再確認する。私たちは、内部告発者たち、たとえばチェルシー・マニング、ウィキリークスや、エドワード・スノーデンによる抵抗権の適法な行使を歓迎する。

d. IADL の中に、例外的な状況や特別のキャンペーンのための緊急応答委員会を創設することを提案する。

e. 人民の自決権や専制に対して反逆する権利は、国際法において確立された原則であることを再確認する。とりわけ、私たちは、フィリピンにおける人民の武力闘争の権利を肯定する。

f. 政治的活動家が社会運動を代表している場合、彼らに対する犯罪化は特に許されないことを強調する。

g. フィリピン政府が、抵抗運動や国民解放組織を悪魔のように描こうとしていることは、専制

に対する抵抗権を認めている国際法に違反していることを弾劾する。

h. フィリピン政府に対して、活動家に対する事件、とりわけベニートとウィルマ・ティアムゾン・オーストリアに関する事件を終結させることを要求する。

i. トルコにおける紛争について平和的解決を促進し、PKKを犯罪視することをやめ、クルド人がヨーロッパ全土に国外離散している状態を終わらせるために、EUにおけるテロ組織のリストからPKKを除外することを要求する。

j. アブドラ・オジャランの弁護士が勾留中の彼と相談することが許可されるよう主張する。

k. シリアにおいて、政府軍からも急進的なグループからも現在攻撃対象とされているクルド人の共同体（西クルディスタン）との連帯を表明する。

l. アジア太平洋地域におけるアメリカ軍のプレゼンスを終わらせることを要求する。

m. イスラエルによるレバノンとシリアに対する脅威を非難する。

6 危機、債務、新しい民主主義的な国際経済秩序

(a) IADL は、国際金融機関が負債を利用して、発展途上国と先進国との間およびそれぞれの国内において現存する経済的不平等を維持し強化することを弾劾する。ギリシア危機は、国際金融機関が、数字のごまかしや成長率の過大評価を含むあらゆる方法でもって、一国の負債許容限度を吹き飛ばしてしまうことを明らかにした。負債は、現存する経済的政治的秩序の生き残りのための戦略である。

(b) このような経済的秩序は、国連の枠組みではなく、ブレトンウッズ協定により確立されたものにすぎない。国連憲章、世界人権宣言、1966 年の人権規約で宣言された人権は、本当の経済的権利や経済力を含んでいない。経済力がなければ、本当の政治的権力はあり得ない。

(c) しばしば結果を考慮することなく、国に借金を負わされることがある。たとえばトーゴ共和国においては、85%もの負債免除であっても国や国民の発展には意味がない。エクアドルでは累積負債が、国際規範や協定はもちろんのこと、国内法の基本的な諸原理、人権法や環境法を破壊している。

(d) 各国政府は、積極的に、軍事的支出について国民に知らせるとともに、その支出をきちんと説明しなければならない。

(e) ほぼ全ての国にとって、債務の危機は独立性の喪失を必然的に巻き起こすものである。

活動ポイント

(f) 公的債務の本当の意味について、民衆の意識を高める。例えば、公的債務をそれぞれの国が監査する可能性を推進することによって、公的債務の本当の意味を認知させること。ア

イスランドやアルゼンチンなどの実例を研究するべきである。

(g) 政府によって国家予算の透明性や公的な説明責任を推進すべきである。とりわけ軍事支出のレベルについて透明性を高め、公的な説明責任を進めること。

(h) 現在の国際金融機構や、NAFTAやヨーロッパ連合 (EU) などの垂直的な金融・経済の構造を、国連の権威のもとにおかれた国際的な協力に基づく他の形態の機関に置き換えるための行動計画を定めるべきである。

7 不処罰と国際刑事司法

(a) 「保護する責任」というと、民間人 (非戦闘員) を保護する際の武力の行使にダブルスタンダードを生み出してしまふ。またそれはしばしば、国連憲章の基本的な前提条件を侵害する。また選択的な捜査や訴追のダブルスタンダードは、国際刑事裁判所でも起きる。国際刑事裁判所が侵略罪を処罰するか否か、またいつ処罰するのかは、注視しなければならない。

(b) カンボジア特別法廷では、混合法廷 (異なる出身の裁判官で構成される裁判体) を生み出した背景となるコンセプトはよいもののだとしても、政治的目的を達成するための各国政府の道具として濫用され得るものであるということが明らかになった。

(c) ハイチではコレラ被害が国連自身によるものだと訴えられたように、人権問題について、国際機関が免責されることがあってはならない。

(d) フィリピンでは、環境および原住民の権利のために運動する活動家に対して攻撃する私兵 (正規軍部隊を補完する武力組織) と呼応して、採掘業者が行った犯罪について、一切許容する余地はない (ゼロ・トレランス)。この地域では、国際的な裁判機関が緊急に必要である。IADL は、平等と公正のために闘い、多国籍企業による人権侵害に責任をとらせる戦略的な訴訟を展開することによって、不処罰という事態を解消する主導的な活動を支持すべきである。

(e) 人民のための法律家活動は、さまざまな国で同時並行的に行動を開始するなど、クリエイティブでなくてはならない。第三国に紛争を持ち込むことは、英米法の国においてよりも大陸法の国においていっそう困難である情報公開を改善する効果があるであろう。人民のための法律家は、多国籍企業から人民の人権を守るために、戦略や経験を交換し合うべきである。

(f) 第7分科会は、バングラデシュにおける火災予防および建設物の安全に関する合意ないし協定を賞賛する。これはアパレルのブランド製造業者や小売業者と国際的またバングラデシュの労働組合との間の結ばれた拘束力のある契約である。労働者の権利の実行可能性という問題において存在する致命的なギャップを埋める一つの方法となる。IADL は、すべての企業が国際的レベルでの責任を負うよう、法的拘束力のある規制の枠組みを広めなければならない。

8 人民の権利を守り進めるための法律家活動

(a) 人民のための法律家は「中立的」ではない。我々は、法そのものが社会の中立的な力というようなものではないと認識している。法は、特定の社会において支配的な階級的バイアスや利害を反映する。したがって、我々を導くのは、単なる慈善事業の感覚ではなく、あらゆる形態での不公正と闘い、社会の変革を実現する手助けをするための明確な政治的かつイデオロギー的な筋（もやい）である。

(b) 我々は、現状 (status quo) に挑戦する。つまり、耕作地では自ら耕す土地についての権利のために闘う小作農を擁護し、工場やオフィスでは適正な労働条件や賃金の支払を求めて闘う労働者を擁護し、法廷では、祖先から受け継いだ土地について権利を主張する原住民を擁護し、都会のコンクリートジャングルでは、表現の自由を求めて闘う活動家を擁護し、異国で差別と闘う移民を擁護する。人民のための法律家は、人権の擁護者であるけれど、中傷され、悪者扱いされ、差別され、テロリストというレッテルを貼られ、悪意のある攻撃の対象とされ、時には暗殺の対象ともなっている。

(c) それゆえ、人民のための法律家は次のことを行わなければならない。

a. 人民の基本的権利を擁護するために喜んで活動する法律家の国際的なグループをつくらなければならない。とりわけ、紛争地域や紛争国において、さらに交戦中の集団や国家により和平交渉が行われている過程において、人民の基本的な権利を擁護する活動は重要である。

b. イスラエル政府がレバノンの地域的独立性に対して侵略を行い、得率を侵害することを弾劾しなければならない。

c. 超法規的殺人を含むすべての重大な人権侵害を弾劾し、ブラジルやフィリピン等における人権擁護活動家の保護を促進しなければならない。

d. 危険にさらされている法律家や人権活動家、たとえば労働組合関係者、環境保護活動家、ジャーナリスト、NGO、原住民の権利についてキャンペーンを行う者、などの擁護を要求しなくてはならない。

e. 抑圧的な政権に対するあらゆる支援（例えば武器の売却など）に反対するよう、政府に対してロビー活動するため我々法律家の組織を役立てなければならない。

f. 人権を擁護し促進するために訴訟を提起し、政治的キャンペーンを支援し、世論を動員する手助けをするべきである。

g. アメリカやその他の国々における、いわゆる反テロ法やその他の新しい刑事法に反対する活動を行うための緊急活動委員会を設立しなければならない。

h. 政府や多国籍企業等により行われる、SLAPP訴訟（市民の関与を排除する戦略的訴訟 Strategic Lawsuit against Public Participants）や法律家に対するでっち上げの刑事告発を含む、人権保護を阻む活動を暴かなければならない。

i. 環境保護はすべての人の人権を擁護し促進していくための道具として理解を広めなくてはならない。環境権は人権であり、とりわけ貧しい者や攻撃を受けやすく荒廃した地域に住む者にとって、とりわけ影響をあるものである。

j. 裁判傍聴者の恒常的で国際的なグループを組織すべきである。これは、国際的だけでなく地域レベルでも、問題のある国に駆けつけ、事例研究に取り組み、裁判傍聴を通じて関心を持つグループの存在を知らしめるものである。

9 人権としてのクリーンで健康的な環境への権利

(a) 環境権の擁護者が毎週2名、政府や企業から金で雇われた暴力団によって殺されている。北極圏からアマゾン川流域に至るまで、原住民のコミュニティは、居住地を破壊され、文化や生存さえ、利潤の名の下に、集団殺害に匹敵する破壊に直面している。人民のための法律家は、環境保護活動家や危機にさらされているコミュニティを擁護するために、クリエイティブに活動すべきである。

(b) 「人民の権利のための法律家活動」には、トリノのラッファエレ・ガリエットロ検察官がアスベストの多国籍企業であるエテルニット社の訴追に成功したことに示されたように、「検察権力」を味方につけることも含まれる。

(c) 我々はソーシャルメディアの力や内部告発者の勇気も利用しなければならない。人民のための法律家が法廷における情報開示を拒まれた場合には、市民社会組織は、多国籍企業や強大な人権侵害者に不利な証拠を求めてツイートすることができる。グリーンピース、アムネスティインターナショナル等の団体は、人民のための法律家が、こういった証拠の信頼性についての適切な検討（デューデリジェンス）が行えるよう援助することができる。

(d) 我々は巨大な二酸化炭素排出企業、とりわけエクアドルにおけるシェブロン、ニジェールデルタにおけるシェル、北極におけるシェルとガスプロム、メキシコ湾におけるBP（プリティッシュペトロリウム）が行っているような、嘘とプロパガンダを弾劾する。我々は、ナイジェリア、オランダ、ロシアやその他の地域において、すでに挑戦を始めている人民のための法律家を賞賛する。また、我々は、環境保護のためにもっと多くの人民のための法律家を必要としていることを強調する。

(e) IADL は、将来の世代の権利を擁護する国際的オンブズマンを必要としている。また我々

は、あらゆる地域において、クリーンで健康的な環境を享受する権利の法典化することを要求する。

(f) 我々は世界中の訴訟事件において、人民のための法律家を支援するための意見書 (amicus briefs) に貢献する

(g) 環境権を害する企業の公益事業に対する許可状は取り消されるべきである。なぜなら、彼らのやっていることは、もともと彼らの許可を付与した人民の利益に反しているからである。

(h) 裁判所は、企業が健康な環境への権利を尊重させる責任がある。インドではこのような「裁判所による立法」がついには、環境裁判所を創設する環境裁判法 (Green Tribunal Act) の制定に至った。裁判官は、多国籍企業に対して、人権に対する適切な遵守を行い、環境に対するリスクの評価を行い、すべてのこのようなリスクを低減するよう要求するべきである。

(i) 人民のための法律家は、予防的な原則を実施するにあたってキーとなる役割を演じ、汚染者に支払いの義務を負わせ、企業による SLAPP 訴訟に対して「法律家の活動外とする (out-lawyering)」ことができる。

10. 性別平等をめざし、差別に反対する闘争

(a) 女性に対する暴力が、物理的暴力から、性的および精神的虐待、さらには経済的・社会的差別に至るまでさまざまな形態をとりつつ、世界的な規模で継続していることを、IADL は、非難する。このような暴力はすべて、家父長制的な発想から発生する。

(b) 人民のための法律家として、我々は、次のように勧告する。

a. 国は、国際条約に従って予防、保護、訴追および補償の義務を、相当な注意をもって、遵守しなければならない。

b. 要望的な政策は、若い年齢から、偏見や定型化した概念に対処するよう実施されなければならない。

c. 国は、武力紛争の被害者である女性および戦時における性的奴隷の被害者である女性に補償しなければならない。

d. IADL は、加盟協会に対して、移民女性、原住民女性、有色女性、奴隷および性労働の被害者である女性の境遇を非難するよう、求めなければならない。

e. 我々は、政治的囚人であるあらゆる女性法律家の釈放を要求する。

f. すべての女性は、自己同一性および国籍に対する権利を有する。

g. 我々は、生殖技術のあらゆる集団虐殺的な利用を非難する。

h. 我々は、暴力の犠牲者であるあらゆる女性にとって、司法への自由かつ無償のアクセスを

要求する。

- i. 我々は平等の支払いと金銭的な自立を推進しなければならない。
- j. 我々は、生殖に関する保健ケアへの自由かつ無償のアクセスを実現するよう努力する。

結語

9. 人民のための法律家は、その任務の依頼は、正義を求める人民の闘いからであって、政府からではなく、「法」からではなく、いかなる企業的な要請からでは決してない。我々の行動への動機は、抑圧的な経済的・社会的制度によって人民に対して行われた不正義をやめさせたいという希望である。社会的変革にかかわることは、人民のための法律家活動の基本的な構成要素である。人民のための法律家は、社会運動や社会そのものに根本的にかかわる諸事象に働きかけるものである。

10. 我々の闘いは、法廷内に止まるものではない。人民のための法律家は、人民の力、団結および闘争心を動員し、かつ、利用しつつ、死活的に重要な問題について公衆の関心を引き起こし、依頼者とその支援者を手助けするために組織化を行うことによって、創造的な活動を行うものである。

11. 人民に奉仕しつつ、かつ、人民を力づけることに対して自らの技能とエネルギーを喜んで注ぐ人民のための法律家は、今日、我々の世界と人民が直面する急を要する諸問題を解決するに当たって根本的なものである。

12. 人権は不可分であるという考え方は、抽象的な原理ではない。食べるために十分なものを持っていない人々は、有意義な方法で、自らの政治的な権利を行使することができない。自らの事件を訴訟として争う方法を持たないで、法的な平等を享受することはできない。

13. 人民のための法律家として、我々は、社会を変革する闘争の一部をなしている。我々は、人民に奉仕することを選択し、他の者を鼓舞して同じことをするように勧めようと決意している。我々の亡き同僚、ロメオ・カブロン判事が、人民のための法律家であることは、人に「自己実現の宝物のような旅と達成したという報酬」を与えるものだと言った気持ちに込めるものである。いかなる法律家も、そしていかなる人も、人生からこれ以上のものを求めることはできなかったであろう。

(共訳：高部優子・新倉修・長谷川弥生。監修：新倉修)

平和とりわけ日本の平和憲法の破壊に反対するため 必要とされる国際連帯行動に関する決議

われわれ、IADL 第 18 回大会および総会の機会にブリュッセルに参集する進歩的法律家は、2009 年ハノイにおける第 17 回大会で会って以来、日本国憲法 9 条の精神を擁護し広めるためにグローバル 9 条キャンペーンを行ってきたことを想起し、

日本国憲法 9 条のいかなる改変にも反対して抗議するため、2013 年 10 月に日本の大阪における世界 9 条会議に積極的に参加して、決意を新たにすることを思い出し、

日本が、安倍政権の下で集団自衛の概念を法制化しようと試み、国家秘密保護法を制定し、かつ、新しい米軍基地を沖縄に建設する計画を推し進めることによって、その平和の誓いに関して危機的な時期に直面していることを認識し、

日本政府によって行われているこれらの策謀が、アメリカのヘゲモニー（覇権）の下に、軍事同盟を強固なものにする古くからの戦略に合致するものであることに留意し、

人権理事会の場において、アメリカおよび日本ならびに EU 諸国および韓国がすべて、平和への権利の国際法典化に反対する投票をしたこと、さらにその行動が、武力の行使または武力による威嚇についての独占的な権力を平和への権利によって脅かされることを恐れたことを明確に示していることを想起し、

反対に、国連の場における過半数の国および IADL を含む圧倒的な数の国際 NGO が、平和への権利の法典化に賛成していることを歓迎して、

世界の人々に対して再度、日本における人民が憲法改変のいかなる邪悪な改変、とりわけ 9 条の改変に反対した闘うことを激励するために、立ち上がり、声をあげるように呼びかけることを決意し、

世界のすべての人が平和のうちに生きることを享受するために、平和への人権の新しい概念を作るためにあらゆる努力を行うことを喜んで確認する。

2014 年 4 月 18 日

（訳：新倉修）

福島原発惨事に関する決議

IADL は、

4月15日から19日にブリュッセル自由大学における第18回大会および総会に参集し、

日本の人々が、2011年3月11日の大震災および津波に引き続いて、福島第一原発における核惨事に依然として苦しんでいることを認識し、

2014年4月4日～5日に、専門家、法律家および市民活動家が「福島における核と人権に関する第2回全国調査交流大会」において「人類は核エネルギーと共存できない」というパネル・ディスカッションを開催したことに留意し、

福島第一原発の周辺住民は、故郷を離れて、十分な住居を与えられることなく、移住することをいまだに余儀なくされていることを知り、

パネル・ディスカッションを通じて、核エネルギーの利用が核兵器の開発や製造に結びつきうるものであって、核の問題について真剣な意見の交換や深い省察が行われていたことを歓迎し、

世界の人々に対して、福島およびチェルノブイリの核惨事の被害者を支援するように訴え、

「人類は核エネルギーまたは核兵器と共存できない」というパネル・ディスカッションに参加した人々によってなされた努力を共有することを決意する。

(訳：新倉修)

沖縄および済州島 (Jeju) に関する決議

われわれ、あらゆる国から IADL 第 18 回大会および総会の機会に参集した民主的・進歩的な法律家は、沖縄、とりわけ嘉手納および普天間に駐留するあらゆる米軍基地の即時移転を要求し、かつ、普天間飛行場の辺野古その他の沖縄の他の地域へのいかなる移転の即時かつ永久の放棄を要求する。

われわれはまた、韓国の済州島における海軍基地の建設は、東北アジアにおけるさらなる軍備競争を拡大し、この小さな島の内部および周辺における値のつけようもない天然資源を破壊するものであるので、その中止を要求する。

われわれは、近代国際法の基本原則を今一度明確にすることを求める。その基本原則とは、すべての国に対し、国際紛争において武力の行使または武力の行使の威嚇を慎むことを求め、さらに国連安全保障理事会における全地球的な軍備管理計画を作成することを約束するものである。

これらの神聖な法的義務に照らして、いかなる国の領土においても外国軍事基地は、国際法に反するものである。われわれはしたがって、世界の人民に対して、軍事行動に反対する声をあげ、平和への権利に関する国連宣言を作ることに賛成する声をあげるよう呼びかける。

(訳：新倉修)

第2回“原発と人権”全国研究交流集会 in 福島

全体会の報告

弁護士 大熊 政一

第2回「原発と人権」全国研究交流集会が、去る2014年4月5日と6日に福島大学で開かれた。全国から訴訟当事者を含む被害者・弁護団やこの問題に関心を持つ市民、弁護士、学者、ジャーナリストなど五百数十名が集まった。1日目は全体会で、ジャーナリスト・ノンフィクション作家の柳田邦男氏による基調講演「終わらない原発事故～被害者の視点から」と、フランスの環境法学者ミシェル・プリウール氏による特別講演「国際的に保障されている人権と原子力災害」が行われるとともに、南相馬市長や現地の被害者・市民からの訴えや報告がなされた。

柳田邦男氏の講演は、先ず原発事故の問題点を考えるにあたっては、事故とは「人間の災害」であることをふまえるとともに、被害者の立場からの視点を重視すべきであることを強調した。そのうえで原子炉の破壊過程が未解明であるうえに、廃炉への長い道のり、除染の限界、避難民や災害関連死の多さ、地域再生の困難性などから、原発事故はいまだ終結していないとし、企業や行政といった組織が持っている安全に対する体質をどう変えるかは、根底にあった「安全文化」の未成熟の問題をどう捉えるかにかかっていることを指摘した。今後の安全対策や原子力規制を考えるにあたっては、従来のリスクに対する考え方を改めるべきであり、原子力においては一旦想定外の事態が起こってしまうえば破滅的な被害がもたらされることをふまえて、不可能と思われたことが起こってしまうこと、不可能なことであっても確実となることを前提にしてリスクを考えなければならないとするフランスの専門家の著作を紹介しながら、万全の安全対策・防災対策を立てておくべきであるとした。

ミシェル・プリウール氏の特別講演は、原子力災害が環境や住民に及ぼす重大な影響からして、原子力災害の状況における人権保障が重要であるとして、国際人権法はそのためいかに貢献できるかについて論じたものである。まず現行の国際法（国際条約）では、いくつかの例外を別とすれば、災害に関する法と人権に関する法との関連性は乏しいことを指摘しつつ、いかに大きな災害であっても人権保障の適用除外は認めるべきではないとし、災害時に問題となる人権としては、①差別禁止、②公平性、および③情報と参加の3つが問題となることを指摘した。そのあと災害時における人権保障の重視において発展しているヨーロッパ人権裁判所のいくつかの判決を紹介したうえで、国連人権理事会による特別手続の下で福島の原子力災害に関して現地調査をふまえて出された健康に対する権利に関する特別報告者アナンド・グロー

バー氏による報告に触れ、同報告が日本政府に対して出している勧告を紹介し、日本政府がこれに対して出しているコメントで原発の再稼働に言及しているのは問題であると述べた。この勧告は原子力事故に関する情報公開の促進や事故対応に対する水準を上げることや、被ばく線量に関する上限値を上げるのではなく元に戻すべきことなどを求めるものである。プリウール氏は最後に、原子力事故による汚染は国際法上、人道に対する罪であり、将来の人権に対する罪ともなり得ると述べ、日本が持っている地球に対する強い畏敬の念という知恵を見失わないようにしてもらいたいという言葉で講演を結んだ。

2日目は5つの分科会が開かれたが、分科会終了後の全体会で各分科会の報告を受けるとともに、集会アピールを採択した。

第5分科会『人類と核は共存できない ～脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク』に参加して

弁護士 漆原由香（岐阜）

この分科会は、当会と、日本反核法律家協会のコラボ企画として開かれ、50名を超える参加者が熱心に耳を傾けた。

1 基調講演

国際法学者の山田寿則先生（明治大学）が、『核兵器と原発（核の平和利用）に関わる国際的な法的枠組』と題して話された。

核拡散防止条約（NPT）は、核の軍事利用と平和利用を区別可能であることを前提として、3本の柱（①核兵器の保有を5カ国（N5）に限ること、②非保有国の平和利用は「奪い得ない権利」であること、③N5の軍縮に向けた交渉義務）を定めている。しかし、IAEAの査察を中心とするコントロール制度が不十分である点が指摘され、核の平和利用という考え方そのものに疑問を抱かざるを得ないと感じた。



2 パネルディスカッション

(1) 東京の千葉恒久弁護士は、『ドイツはどうやって脱原発を実現したか』と題し、原発の建設反対のためのドイツの市民運動の様子を写真入りで紹介された。

ドイツ市民は、建設予定地に何万人もの人々が集まって青空学校を作り、著名人を招いて学習会を開いたり、核廃棄物の輸送ルー

トに羊を放牧したり、線路の上に座り込みをしたりしたという。また、80万人もの市民が、異議申立手続きを申し立てて対抗した。もちろん命がけ、力強くかつパワフルでありながら、どこかユーモアも感じるドイツ市民らしいやり方に唸らされた。

また、ドイツで既に40%以上を占めるに至った、再生可能エネルギー（風力、太陽光、水力など）の実用・普及についても紹介された。市民が風車を立てて発電し、自治体が発電事業を行うと



いった取り組みがされているという。発電コストに見合う売電を可能にするために、電気代を1%値上げするなど、広く浅く市民全体が協力している姿が印象的であった。

(2) 次に、ブッチ・ポンゴスさんが、『フィリピンの原発稼働停止の取り組みと現状』について話された。

フィリピンでは、独占資本家と外国資本による、経済的・権力的コントロールとして原発が建設されてきた背景がある。要するに、金のため、力のための原発であり、これは日本も同じである。

国内の一部の大資本家や外国の企業により絶えず経済的搾取を受けてきたフィリピン市民は、アメリカの企業が進めたパターン原発建設に対して立ち上がり、その稼働を食い止めるという成果を上げている。

しかし、現在、国内で13もの原発建設が計画されているという。いずれも、外国企業が進めているものである。

フィリピンでも電力需要が高まっていることは他の国々と同じだが、フィリピンは海に囲まれ、また温暖なことから、水力や太陽光発電が期待でき、またコストも低くてすむと思われる、市民は原子力発電を欲していないというブッチ氏の意見には、同じく海洋国家日本の市民として大きく頷かされた。

(3) そして、平和活動家であり、元広島平和文化センター理事長のスティーブン・リーパー氏が『核兵器廃絶に向けた運動と現状』としてスピーチされた。

核兵器も原発も、いずれも too dangerous であり、いずれも「核産業」が生み出すもの。核をなくすためには、まず核兵器をなくすことが第一、と述べられた。そのために、核兵器禁止条約の成立に向けて、新しい運動が始まっているという。そのリーダーには、3つの都市（ヒロシマ・ナガサキ・フクシマ）を有し、核兵器・原発のいずれの被害も経験した日本がふさわしいと強調された。

(4) 最後にNGOヒューマンライツナウ事務局長の伊藤和子弁護士が、福島原発事故後の日本の政策に対する国連の批判とこれに対する日本政府の対応について、『国際的な動きをどう作るのか』としてまとめられた。

原発事故前、1mSvとされていた低容量放射線の安全基準値が、経済コストを理由に、20mSvまで引き上げられ、避難区域指定が解除されている。それだけでなく、健康診断も十分に行われず、かつその結果が秘匿されているという。

これに対し、国連の特別報告者による「グローバー勧告」は、基準値を1mSvに戻し、「もっとも弱い立場にある人々の立場に立った」施策を採るように日本政府に勧告した。さらに、原子力エネルギー政策や原子力規制に関する意思決定プロセスに、市民の意見を反映する必要

があるとも述べている。

しかし、我が国政府はすぐに60頁に及ぶ書面を作成してこれに反論し、これらの勧告に従っていない。

3 2つの判決と、Nuclear Power との闘い

(1) グローバー勧告に対する日本政府の対応は、これまでもさまざまな人権問題で繰り返されてきたものであり、「またか」という呆れた気持ちになる。しかも今回は、福島の子どもの命がまさに危険に晒されている問題であり、いっそう怒りがこみ上げる。

経済コストと人の生命を天秤にかけるなど許されないとわかっているのに、なぜ為政者はそのような判断を下すのか。いや、政府の責任を問う前に、その為政者を選んだ私たち一人ひとりの責任として受け止めなければならないだろう。

2014年5月16日、経済コストと人の生命の問題に関して市民が闘い、一つの貴重な司法判断を獲得した。少し長くなるが、大飯原発再稼働差止請求事件で言い渡された福井地裁民事部の判決文(抜粋)を引用したい。

「人格権は憲法上の権利、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、わが国の法制下でこれを超える価値を他に見いだすことはできない。



・・・被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減に繋がると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低い問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。

このコストの問題と関連して国富の流出や喪失の議論もあるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなることが国富の流出であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼働がCO2排出削減に資するもので環境面でも優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」

(2) そして、会場でも紹介したが、コスタリカのロベルト・サモラ弁護士が闘った違憲判決も、改めて胸に刻んでおきたい。

2008年に当時のコスタリカ大統領が、「すべての目的のために」ウランウム及びトリウムの抽出や、核燃料開発、原子炉を製造することを認める政令を出した。これに対し、コスタリカ憲法裁判所は、「平和への権利」というものの存在を認めて、この政令を違憲としたのである。

すなわち判決は、平和への権利は、国家に対して積極・消極の2つの側面の義務を課しており、積極的義務として国際平和を推進するだけでなく、消極的義務として、戦争に関連する行為を認める法律の制定も許されないと判断した。戦争に関連する行為としては、武器や武力、戦争に使われる核兵器につながる物（ウランなど）の持ち込み、製造、購入、販売、備蓄、輸出入なども含まれるとされた。

こうしたコスタリカの司法を通じた反核運動、そして憲法裁判所が平和への権利に基づいて原発推進を違憲だと判断したことは、我々にとっても大いに励みになり、また目標にすべきと考える。

(3) この分科会では、核兵器も原子力発電も、いずれも「核産業」が生み出す「Nuclear Power」であり、要するに儲けの手段であること、いずれも「too dangerous」であり、すぐに廃絶すべきであることを痛感した。

また、ドイツ、フィリピンの市民の力にならって、私たちも市民の力で核を日本から、そしてこの地球上からなくしたいと強く感じた。

この分科会の後の4月29日に、私の所属するひだ法律事務所・友の会では、名古屋大学名誉教授の憲法学者・森英樹先生をお招きして『原発事故を繰り返さない国のかたち』と題して、講演をしていただいた。

その講演の最後、森先生はこのようなおっしゃられた。

「いま、日本では1基の原発も稼働していない。それは、政府が決めたのでも企業が決めたのでもない。市民の力で稼働させていないのです。それだけの市民の力が、われわれ日本にもあるのです。」

市民の力は、国境を越えてつながり、世界を動かせると確信した分科会であった。



パネルディスカッション
司会 漆原由香

第5分科会報告集のご案内

弁護士 大熊 政一

当協会と日本反核法律家協会が共同で企画・実施した第5分科会（「脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク」）の報告集が出来ました。

報告集には第5分科会の以下の内容（録音反訳にもとづき整理した文字記録）が収録されています。

I 冒頭になされた大久保賢一氏（弁護士、日本反核法律家協会事務局長）の開会あいさつと本分科会のための問題提起

II 山田寿則氏（明治大学、国際法）の基調講演「核兵器と核の平和利用をめぐる法と政治」

III パネルディスカッションの記録

（各パネラーの報告・発言と質疑・応答）

- 千葉恒久氏（弁護士、ドイツ研究）の報告「ドイツはどうやって脱原発を実現したか」
- ルイシト・ブッチ・ポンゴス氏（フィリピン、アジア・太平洋移民ミッション日本代表、日本国際法律家協会インターン）の報告「フィリピンにおける核兵器と原子力発電所に反対する闘いと現状」
- スティーブン・リーパー氏（アメリカ、広島平和文化センター元理事長、平和活動家）の報告「核兵器廃絶に向けた運動と現状、脱原発をめざす運動との関係」
- 伊藤和子氏（弁護士、ヒューマンライツ・ナウ事務局長）の報告「『健康に対する権利』の視点からみた福島原発災害後の政策課題—国連特別報告者グローバー氏による勧告など国連の動向」

（パネルディスカッションの司会者漆原由香氏（弁護士）の開会あいさつ—コスタリカのロベルト・サモラ弁護士が勝ち取った、核燃料や原子炉製造を認める政令を違憲としたコスタリカ憲法裁判所の判決の紹介を含む）

報告集には当日会場で撮影した写真も掲載され、また当日の模様を記録した録画をもとに編集したDVDが付録として添付されており、本分科会に参加しなかった人にもその充実した中身が伝わるようになっています。

会員には本報告集を無料で配布しますが、本分科会の成果を共有し、運動にも役立てるため、本報告集を多くの人々に広めていただきたきたいと思います。お知り合いの方々に配布するため御購入いただくか、お知り合いの方々に購入のおすすめていただくと、ふるって頒布にご協力いただければ幸いです。（1部 1000 円です）

フィリピン

フィリピンの新軍事協定の問題点

青山学院大学教授 新倉 修

6月2日(月)に、青山学院大学において、「フィリピンの新軍事協定についての勉強会」が開かれた。フィリピンの全国人民法律家連盟(National Union of Peoples' Lawyers)の事務局次長であるグレースさんがパワーポイントによる資料や映像をもとに報告した。

新軍事協定は、「防衛力増強協力協定(EDCA, Enhanced Defense Cooperation Agreement)」といい、アメリカ政府とフィリピン政府が2年越しで秘密裏に交渉して、4月末のオバマ大統領の訪問に合わせて発表された。駐留協定ではないが、これまでの基地提供協定が期限切れを迎える際に、上院による条約期間の延長が否決されて、失効した歴史をふり返ると、アロヨ政権のときの訪問米軍の地位に関する協定をさらに一步踏み出し、ミンダナオ島でのいわゆるイスラム・ゲリラ対策やスプラトリー島(南沙諸島)をめぐる紛争をも睨んだ構えになっている。問題は、協定とは言うものに、上院の承認を経ない「行政協定」の形をとり、国民の意見を聞かない秘密協定である点にもある。フィリピン議会には、重要案件を国民投票に付することを決める権限もあるので、そのような手続きをもネグレクトする点で、問題視されている。もちろん大規模な街頭デモや抗議活動を繰り返しているが、日本ではほとんど報道されていない。南沙諸島・西沙諸島の問題は、尖閣島の問題にも連動し、さらには竹島の問題にもつながる可能性があるので、集団的自衛権が、このような軍事的緊張を拡大するアジアでの動きに連動することを、念頭に置く必要がある。

フィリピンの運動団体による分析では、つぎのような問題点がある。

- 1) 適用範囲が広く、グアンタマナモ基地のような軍刑務所を秘密裏に作ることもできる。
- 2) 米軍のプレゼンスが恒久化される。
- 3) 米軍はフィリピンのいかなる施設をも軍事的利用することができる。
無人機の発進基地として利用もできることになる。
- 4) 国土全体を作戦基地化することもできる。
- 5) 米軍の使用が優先的かつ無償とされる。
- 6) フィリピンがコントロールできる可能性はゼロに等しい。
- 7) フィリピンが武器庫となる。
- 8) われわれの手は縛られる。法的に争う手段は皆無。
- 9) 米軍の契約会社も自由に使えるようになる。



オバマ大統領の訪問に対する抗議デモ

これらの指摘を踏まえて、さらに研究を深めるとともに、フィリピンの平和運動と国際連帯の絆を強くすることが必要であろう。

フィリピン移民問題に関する世論調査について

弁護士 漆原 由香

日本人夫を持つフィリピン人女性から相談を受けていていつも思うのは、フィリピンでは誰（プロモーター）が、どのような宣伝文句で彼女たちを誘い、日本へ送り出しているのだろうかということと、日本人男性はフィリピンでどのように相手を見つけて結婚するのだろうか、どうしてこんなに多くの不幸な国際カップルが生まれてしまうのだろうか、ということである。

入管事件で聞き取りを行っても、「プロモーターにお金を払ってパスポートをもらって日本に来了。パスポートは空港でプロモーターに渡した」とはよく聞かすが、メインは入国後の生活実態に集中し、入国前の事情はあまり詳しく聞かないことが多い。離婚調停や裁判を進める際も、婚姻に至る経緯は一応聞かすが、やはり中心は婚姻後の結婚生活である。個別の事件の背景にある、移民問題そのものの疑問を明らかにしたいという思いが募っていた。

たしかにこれまでも、在日外国人を対象とした実態調査や研究は多く行われてきた。各自治体でも、住民である外国人に対してアンケート調査を実施している。ただ、これらの調査は、日本語能力と学習状況、生活情報の入手方法、災害への備え、子どもの教育、日本の生活で困っていること、困ったときの相談先、地域の活動への参加状況など生活面に関することが多く、司法問題に特化した調査はあまりみられない。

特にフィリピン人の人権、労働、身分関係（婚姻、親子、国籍、在留資格）について、日本に住むフィリピン人がどのような悩みを抱えているか、司法サービスを十分に利用できているかについて、当会が独自に調査する意義は大きい。

加えて、自治体のアンケートはその性質上、在留資格のある外国人を対象とするものに限られ、彼らは困ったことがあれば行政の窓口を経由して司法サービスにアクセスすることができる。しかし、より困難な立場に置かれた不法滞在者たちこそ、われわれ国法協の法律家が手を差し伸べることができるということを伝えたいと考えている。

また、様々な制度的課題があるとはいえ、法テラス民事法律扶助や日弁連委託援助等の司法支援制度は一定の実績を上げている。こうした制度を調査を通じて紹介することも重要と考える。

具体的には、会内のPTで、秋までに調査項目や方法を検討し、秋以降、ブッチ氏らの協力も得て、聞き取り調査を行う予定である。はじまったばかりですので、興味のある方は大歓迎です。

集 団 的 自 衛 権

法律家6団体共催

「集団的自衛権反対!法律家と市民の集い」

宮坂 浩

2014年6月16日、新宿文化センターで法律家6団体（社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会、）共催の「集団的自衛権反対!法律家と市民の集い」が開催されました。

法律家6団体は、安倍首相が、5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）による報告書の提出を受けて、これまでの政府の憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行うとの方針を打ち出したことは、憲法9条に違反するばかりか、立憲主義にも反するものであることから、専門的な立場から集団的自衛権行使容認の問題点、危険性やその背景などを具体的に学習し、閣議決定をさせないための世論作りの運動の経験を交流する場を作ろうということで企画されました。

安倍首相が、自民・公明の与党協議を進めさせ、通常国会の会期末（6月22日）までに閣議決定を行うと表明するなど、緊迫する情勢の中での集会の開催となりました。

集会のメインは、浅井基文さんの「日米中関係とアジアの平和」講演でした（講演の詳細については、次号に掲載する予定です）。

講演後、日弁連憲法問題対策本部副部長の小林七郎さん、明日の自由を守る若手弁護士の会の事務局長の早田由布子さん、憲法研究者の清水雅彦さんからそれぞれ集団的自衛権問題への取組みについて報告がされ、自由法曹団事務局次長の山添健之さんから6月12日に発表した自由法曹団の「安保法制懇報告書・批判」について紹介がありました。

最後に、集会アピールを採択し、法律家団体が今後とも共同して集団的自衛権の行使容認の動きと憲法9条の意義を掘り崩すあらゆる動きに反対してゆくことを確認しました。

東海支部総会の報告

東海支部長 石川 智太郎

2014年4月26日、午後1時半から名古屋市の金山市民会館において東海支部総会が開催された。その前の東海支部総会は2012年4月21日であったから2年ぶりの総会開催であった。

当日の会場は定員が30名ということで、これだけの参加者を確保できるか心配したが、当日はほぼ満席であった。

東京の本部からは大熊会長、宮坂事務局長、新倉さん、笹本さん、高部さんに参加いただいた。

漆原東海支部事務局長の司会の下、記念講演、東海支部総会が進められた。

当日の記念講演として名古屋学院大学飯島滋明准教授が集団的自衛権を中心に講演いただいたが、現在最もホットな問題について若手憲法学者で精力的に活躍されている飯島先生から具体的事例に即してお話しいただいた。

次に大阪大学名誉教授で名古屋外国語大学教授の津田守教授から「フィリピンという国、フィリピン人」と題して講演いただいたが、津田先生は法廷通訳人として現在も活躍されていることを紹介された上、ご自身の体験を踏まえフィリピンの置かれている立場、フィリピンと日本との関わりなど分かりやすくお話しされた。お二人の講演後にはそれぞれ質疑応答の機会も持たれた。

記念講演も終わり、東海支部総会が開かれたが、まず、石川から東海支部の活動と今後の活動方針の報告をした。

東海支部の現状は東海支部の会員数は51名でその内訳は大学関係14名、弁護士、市民が37名でこの内、東海支部のみの会員は25名である。

ちなみに東海支部の年会費は3000円である。

東海支部の問題点としては会員への情報発信は先回の総会直後は東海支部ニュースを出すなどしてそれなりにできていたが徐々にできなくなったことから、今後の活動方針としても、やはり、会員への情報発信を継続して行うことが必要であろうと報告した。そのためには定期的に事務局会議を開くなど会員に伝えることのできる活動を少しずつでも行う必要がある。

ついで会計報告がなされ、活動方針、会計報告共に承認された。

次に今年1月に亡くなられた東海支部というより全国的。国際的にも活躍された塩川頼男さんの追悼式が行われ、業績紹介、塩川さんの思い出が語られた上、黙とうがささげら

れた。

無事、支部総会も終了し、同じ建物内の食堂で懇親会が開かれたが東京など遠方からの方々も多く参加されたことを感謝したい。

JALISA活動日誌

2014年

5月	16日(金)	日本国際法律家協会・第6回理事会
	27日(火)	平和への権利院内集会
6月	2日(月)	フィリピンの新軍事基地協定についての集会
	16日(月)	法律家7団体共催「集団的自衛権反対 法律家と市民の集会」
	27日(金)	塩川氏セレモニー(ジュネーブ・ジョンノックスにて)
	30日(月)～	平和への権利作業部会(ジュネーブ・国連人権理事会)
7月	4日(金)	

今後の予定

8月	6日(水)	日本国際法律家協会・第7回理事会
8月	23日(土), 24日(日)	日本国際法律家協会・合宿(高山)
10月	10日(金)	日本国際法律家協会・第8回理事会
11月	12日(水)	日本国際法律家協会・第9回理事会
12月	13日(土)	日本国際法律家協会総会

編集後記

2014年4月にベルギーで開催されたIADLの会議に参加してきました。
さまざまな国や地域の熱意を持った弁護士たちが集まる会議でした。日本
国際法律家協会ももっと国際的に発信することが大切だとの思いを強くし
ました。今後とも会員の皆様のご協力をお願いします。(長谷川弥生)